

復興の現状と取組

1 東日本大震災

2 復旧・復興の現状と課題

3 復興関連諸制度

平成24年11月27日



復 興 庁

Reconstruction Agency

目次

1 東日本大震災 3

- 1-1 東日本大震災の概要
- 1-2 これまでの主な動き

2 復旧・復興の現状と課題 6

<被災者支援関係>

- 2-1 避難者・仮設住宅の状況
- 2-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績
- 2-3 被災者の孤立防止と心のケアに関する取組
- 2-4 東日本大震災における震災関連死

<まちづくり関係>

- 2-5 災害廃棄物(がれき)処理の状況と課題
- 2-6 主なライフライン・サービス等の応急的復旧状況
- 2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況
- 2-8 鉄道の復旧状況
- 2-9 農地の復旧状況

- 2-10 復興施策に関する国の事業計画及び工程表
- 2-11 被災地域における復興計画の策定状況
- 2-12 住宅再建及び高台移転に向けた取組

<産業・雇用関連>

- 2-13 産業の復興状況
- 2-14 産業の復興に向けた取組
- 2-15 被災事業者に対する資金繰り対策
- 2-16 中小企業者等の二重ローン問題への対応
- 2-17 雇用の状況、雇用確保に向けた取組

<人的支援>

- 2-18 被災自治体への地方公務員の派遣状況

<多様な担い手による連携>

- 2-19 企業連携の推進
- 2-20 ボランティア・公益的民間連携

<原子力災害関係>

- 2-21 福島県の状況と課題(①県民の避難の状況
②避難指示区域の見直し③避難区域等に関する当面の取組方針)
- 2-22 生活再建策
- 2-23 産業復興・雇用対策等
- 2-24 除染の取組

3 復興関連諸制度 60

- 3-1 復興庁の体制

- 3-2 関連立法

- 3-3 復興関係予算

- 3-4 復興特区制度

- 3-5 復興交付金

- 3-6 取崩し型復興基金について

- 3-7 福島復興に向けた制度(基金・予備費等、関連法律、福島復興再生特別措置法の概要)

1 東日本大震災

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模(推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20~30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等(11月21日現在 出典:警察庁、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	15, 873名
イ 行方不明	2, 744名
ウ 負傷者	6, 114名
エ 震災関連死(※2)	2, 303名(9月30日現在)

(2) 建築物被害

ア 全壊	129, 627戸
イ 半壊	266, 440戸
ウ 一部破損	728, 583戸

※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、4月12日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、5月2日に発生した千葉県北東部を震源とする地震、7月25日に発生した福島県沖を震源とする地震、7月31日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月12日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月19日に発生した福島県沖を震源とする地震、9月10日に発生した茨城県北部を震源とする地震、10月10日に発生した福島県沖を震源とする地震、11月20日に発生した茨城県北部を震源とする地震、平成24年2月19日に発生した茨城県北部を震源とする地震、3月1日に発生した茨城県沖を震源とする地震、6月18日に発生した宮城県沖を震源とする地震及び8月30日に発生した宮城県沖を震源とする地震の被害を含む。

※2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む。)。復興庁等調べ。

1-2 これまでの主な動き

【平成23年】

3月11日 東日本大震災発災

- ・緊急災害対策本部発足

→応急対策を開始。自衛隊等による救出総数2万7千人

11月30日 復興財源確保法成立

12月 7日 復興特別区域法成立

12月 9日 復興庁設置法成立

3月17日 被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置

- ・物資調達、避難所支援等を本格化。(※事務局は20日に発足)

5月 2日 東日本大震災財特法成立

第1次補正予算成立(復興経費4兆153億円)

- ・仮設住宅、ガレキ処理、復旧事業、災害関連融資等

【平成24年】

2月9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)

2月10日 復興庁開庁

6月24日 復興基本法施行

- ・基本理念、国と自治体の責務、復興財源の確保(復興債・償還の道筋)、復興特区、復興対策本部(同日発足)、復興庁

3月 2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)

3月19日 復興推進委員会(第1回)開催

6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出

3月30日 福島復興再生特別措置法 成立

6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催

4月 5日 平成24年度予算成立(復興経費3兆7754億円)

7月25日 第2次補正予算成立(復興経費1兆9106億円)

- ・原子力損害賠償、二重債務問題対策等

4月 6日 平成24年度復興庁一括計上予算の配分(箇所付け)
について公表(2779億円)

7月29日 「復興基本方針」策定

- ・復興期間、事業規模、復興財源、施策の方向性

6月21日 子ども・被災者支援法

8月 5日 原発避難者特例法成立

7月13日 福島復興再生基本方針閣議決定

8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催

9月28日 復興推進委員会平成24年度中間報告

11月21日 第3次補正予算成立(復興経費9兆2438億円)

- ・復興交付金、除染、全国防災、立地補助金、産業復興等

11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告5

2 復旧・復興の現状と課題

2-1 避難者・仮設住宅の状況

- 避難者数は約32万5千人、うち避難所にいる者は171人。避難者のほぼ全てが住宅等に移転済。
- 仮設住宅は約5万3千戸を完成。

(1) 避難者等の減少

	発災3日目(*1) (平成23年3月14日)	現時点(平成24年11月1日)(*2)		
		全体	避難所にいる者	住宅等にいる者
避難者等の数	約47万人	324, 858人	171人	308, 440人

[* 1 緊急災害対策本部資料 青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県の避難状況の合計。]

[* 2 復興庁調べ 全国の避難所(公民館・学校等)、旅館・ホテル、その他(親族・知人宅等)、住宅等(公営・仮設・民間・病院含む)にいる者の合計。]

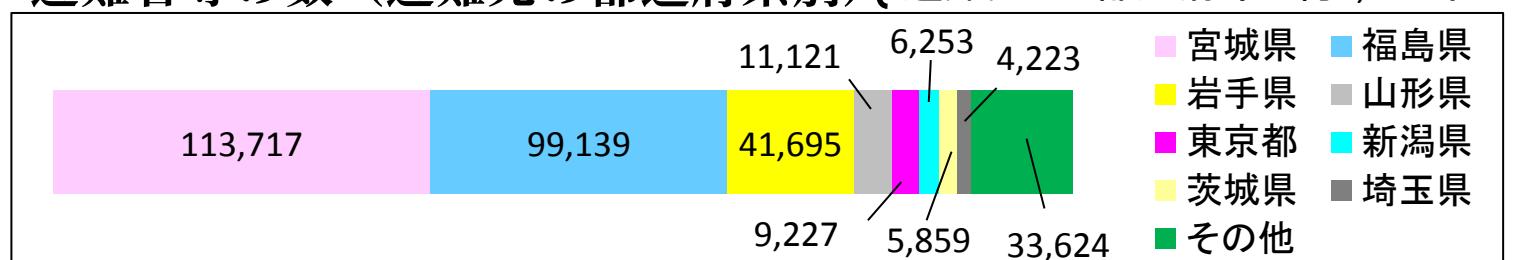
(2) 仮設住宅等の入居状況

	入居者数 ^(*3)	備考
公営住宅等	30, 018人	全国計
民間住宅	159, 255人	全国計
仮設住宅	113, 186人	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・長野県 ^(*4) 着工済み戸数 : 53, 194戸 (うち完成戸数 : 53, 169戸)

[* 3 厚生労働省調べ(11月12日現在)]

[* 4 国土交通省調べ(11月1日現在)]

(3) 避難者等の数(避難先の都道府県別) [避難先: 47都道府県 約1,200市区町村]



[復興庁調べ
11月1日現在]

【県外への避難等】 岩手県から約 1,700人、宮城県から約 8,100人、福島県から約58,600人

2-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

復興庁

Reconstruction Agency

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,610億円の約9割を被災者に配布済(9月21日現在)
- 災害弔慰金の支給済件数は、18,701件(9月21日現在)
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は182, 319世帯(9月30日現在)

(1) 義援金の配布状況（厚労省調べ、9月21日現在）

募金総額	配分			
	都道県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,610億円	3,558億円	3,389億円	3,202億円	1,317,540件
	98.5%	95.3%	94.5%	

※日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金を集計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況（厚労省調べ、9月21日現在）

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	18,701件	18,505件	556億4,500万円	549億9,250万円
災害障害見舞金	58件	55件	1億円	9,500万円

※災害弔慰金：災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの

災害障害見舞金：災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況（内閣府調べ、9月30日現在）

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	182, 319世帯	166, 835世帯	1, 440億円	1, 327億円
加算支援金	86, 995世帯	76, 539世帯	999億円	865億円

※被災者生活再建支援金：災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。

東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。

また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2-3 被災者の孤立防止と心のケアに関する取組

- 被災者の多くが、避難所から仮設住宅等に移行。コミュニティの弱体化や、孤立化が問題。
- このため、①見守り活動、②心のケア、③生きがいづくり等を行う。
- 福島の原子力災害地域を始め、子どもたちの心のケアの状況等について、調査を実施中。

(1) 孤立防止の主な取組

- ① 「介護等のサポート拠点」を被災3県で合計115箇所設置し(H24.10.1現在。予定含む)、仮設住宅における高齢者等の総合相談、居宅サービス、地域交流などを実施。
※ 地域支え合い体制づくり事業 (平成23年度1次補正予算70億円、3次補正予算90億円、25年度概算要求30億円)
- ② 高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携、ボランティア等による孤立防止のための見守り活動等を実施。
※ 地域コミュニティ復興支援事業 (平成23年度3次補正予算40億円)

(2) 心のケアの主な取組

- ① 岩手・宮城・福島各県に「心のケアセンター」を設置するなど、専門職による訪問支援等を実施。
- ② 心血管疾患やPTSD等に関する長期間追跡調査を実施。
(宮城県(対象4,094名)および岩手県(対象10,475名)を対象とした平成23年度の調査によると、身体面で大きな影響は見られなかったが、睡眠障害が約4割に認められることが明らかになっている。)
- ③ 子どもの心の健康状態を把握するための調査を実施。
(H24.5月調査実施。8月仙台市において教職員等を対象に心のケアシンポジウムを開催し、調査結果の一部を報告。今後有識者による分析・考察を加え、24年度末までに報告書作成予定。)
- ④ 子どもの発育状況やストレス状況等の調査研究を実施中。
- ⑤ 子どもを支援する専門職の研修や巡回相談等、被災した子どもの心の支援に関する自治体の取組を支援。

2-4 東日本大震災における震災関連死

- 東日本大震災における震災関連死の死者数は、平成24年9月30日現在で2,303人。
- そのうち発災後1か月以内に亡くなられた方が約5割。66歳以上の高齢者が約9割。

(1) 東日本大震災における震災関連死の死者数（時期別）

都道府県	計	時期別						
		～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1年内)	H24.3.11～H24.9.10 (1年半以内)	H24.9.11～ (1年半超)
全国計	2,303	423	651	581	359	249	39	1
累計		423 (約18%)	1074 (約47%)	1655 (約72%)	2014 (約87%)	2,263	2,302	2,303

※注1 平成24年9月30日までに把握できた数。

注2 平成23年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震による者を含む。

注3 本調査は、各都道府県を通じて市区町村に照会し、回答を得たもの。

注4 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義。(実際には支給されていない方も含む。)

(2) 対応状況

- ・ 東日本大震災における震災関連死については、①その原因を把握するとともに、②今後の災害への備えを含め、必要な対応策を検討するため、関係府省を構成員とする検討会を開催してきた。
- ・ この検討会において、8月21日に原因等の分析結果や今後の対応を内容とする「東日本大震災における震災関連死に関する報告」を取りまとめた。
- ・ 福島県における死者数が、発災から1年以上経過した後も他県に比べ多いこと等を踏まえ、福島県に特化して、国と県で連携し、原因の把握を行うとともに対応策の検討に取り組む。

2-5 災害廃棄物（がれき）処理の状況と課題

- 平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を終えることが目標。
- 被災地において最大限処理を進める一方で、処理が間に合わない分については、広域処理を活用。
- 災害廃棄物処理のより具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定した工程表を作成。

(1) 災害廃棄物処理の現状(岩手県、宮城県、福島県の沿岸37市町村)

【10月末現在】	推計量(A)	撤去済み量(B)	撤去率(B/A)	処理・処分量(C)	処理・処分割合(C/A)
災害廃棄物	1,802万t	1,516万t	84%	538万t	30%
津波堆積物	956万t	555万t	58%	107万t	11%

被災地において最大限処理を進めるため、仮設焼却炉を設置し、さらに復興資材として再生利用を進める。

○ 被災地における仮設焼却炉の設置計画

- ・ 岩手県 2基(合計の処理能力 195トン/日)
- ・ 宮城県 29基(合計の処理能力 4,495トン/日)
- ・ 福島県※ 3基(合計の処理能力 570トン/日)
※国が代行処理要請を受けて既に建設中の2市町分のみ

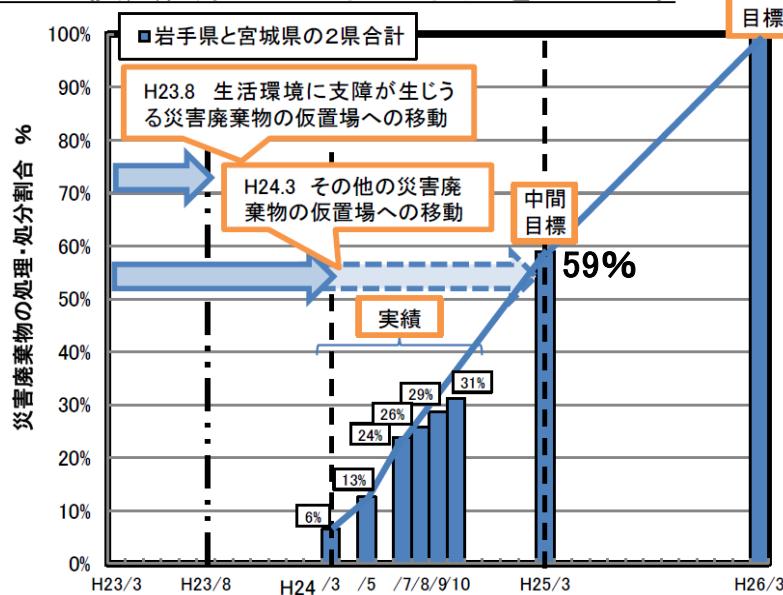


(仙台市設置仮設焼却炉)

(2) 広域処理の状況

○ 広域処理必要量(10月末現在)

- ・ 岩手県 : 44万トン(うち 31万トンが要調整)
- ・ 宮城県 : 91万トン(うち 54万トンが ")



(3) 取組の現状

・ 災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を5回開催。

8月7日(第4回)に平成25年3月末時点の中間目標を含む「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を公表。

・ 岩手県・宮城県では、「平成24年度内に全ての処理先の確保の調整を終えること」を目標に設定(10月19日(第5回))

・ 福島県の処理は、国の代行による焼却灰等の処分先の確保、仮設焼却炉等の設置に必要な用地の確保が課題。11

2-5 (参考) 災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況

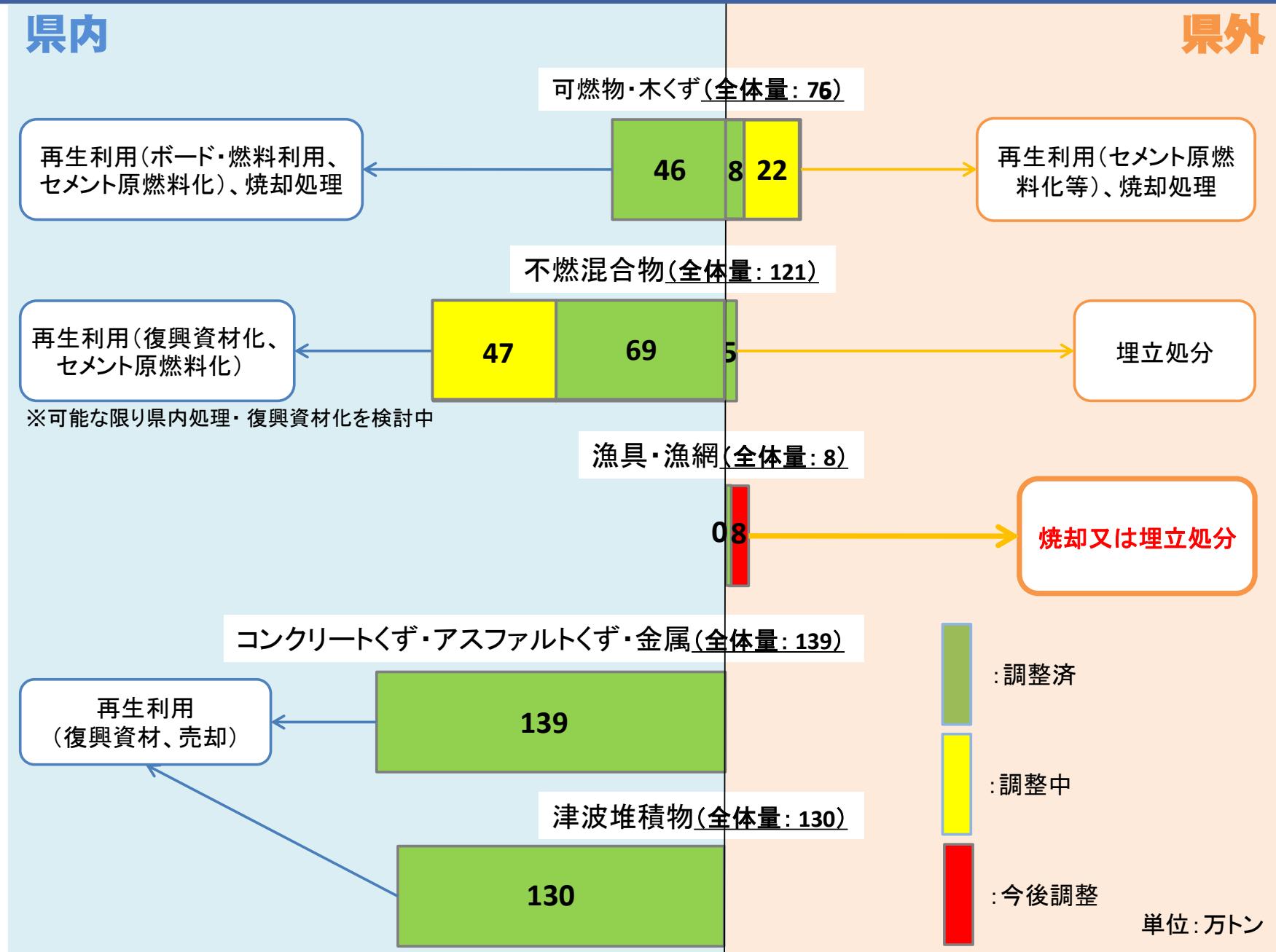
復興庁

Reconstruction Agency

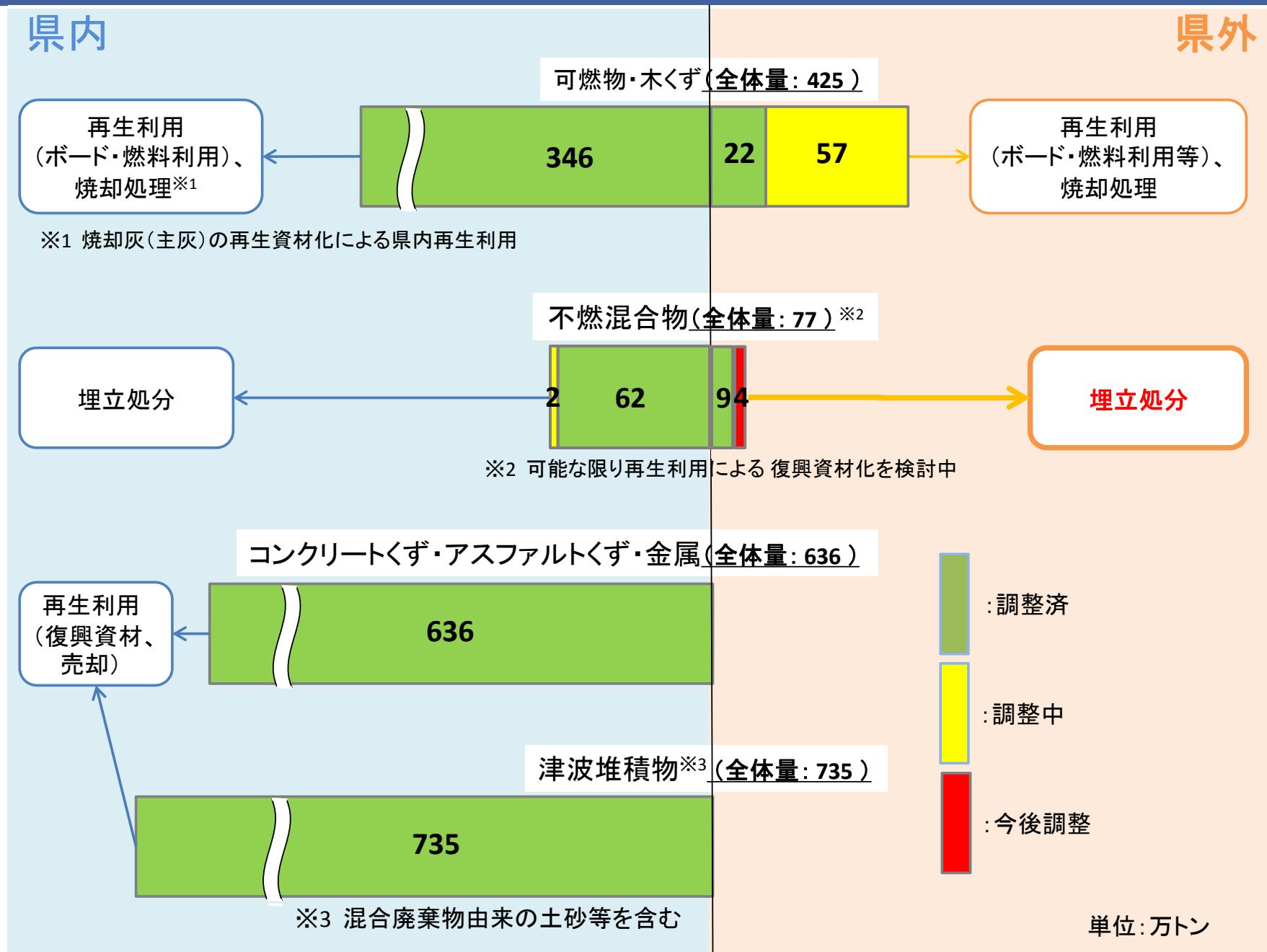
○3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸37市町村の処理状況(平成24年8月末現在)

県	災害廃棄物等推計量 (万t)	災害廃棄物			津波堆積物		
		推計量 (万t)	処理・処分		推計量 (万t)	処理・処分	
			量(万t)	割合(%)		量(万t)	割合(%)
岩手県	525	395	81	21	130	0	0
宮城県	1,872	1,200	331	28	672	74	11
福島県	361	207	30	15	153	2	1
合計	2,758	1,802	442	25	956	76	8

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。



2-5 (参考) 災害廃棄物処理フロー (宮城県)



2-6 主なライフライン・サービス等の応急的な復旧状況

復興庁

Reconstruction Agency

○主なライフライン、公共サービス等については、家屋等流出地域、原発警戒区域等を除きほぼ復旧。

項目(最大被害)	(復旧済み)／(最大被害)	復旧率	項目(最大被害)	(復旧済み)／(最大被害)	復旧率
電気 停電最大戸数(東北3県):約258万戸 (2011/3/11時点)	停電:約10.6万戸	約96%	通信(NTT固定電話) サービス停止交換局の回線数(東北・関東地方):約100万回線(震災当初)	サービス停止:約1.0万回線	約99%
都市ガス 供給停止最大戸数(東北3県):約42万戸 (2011/3/11時点)	未供給:約6万戸	約86%	通信(携帯電話) サービス停止基地局数(東北・関東地方、携帯電話4社):約14,800基地局(震災当初)	停波基地局数:116基地局	約99%
LPガス 供給停止最大戸数(東北3県):約166万戸 (2011/3/11時点)	未供給:約8万戸	約95%	郵便局 営業停止局(東北・関東地方):全局53%相当の583局(2011/3/14時点)	営業停止:52局	約91%
銀行 閉鎖店舗(東北6県及び茨城県):全営業店12%相当の315(2011/3/17時点)。	閉鎖:41店舗	約85%	郵便配達 配達停止エリア(東北3県):全エリア15%相当の44支店等(震災当初)		約100%
※復旧率は、特段の記載がない限り2012年10月現在			ガソリンスタンド 営業停止(東北3県):主要元売系列SS47%相当の866(2011/3/20時点)		約100%

2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況①

- 公共インフラは、応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、昨年度から作成してきた事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進しているところ。
- そのため、本格復旧・復興の進捗状況を適切に示すよう、14事業22項目の指標を作成。
- 被害状況と事業内容によって、進捗状況に差はあるが、概ね事業計画と工程表の通りに進んでいると認識。

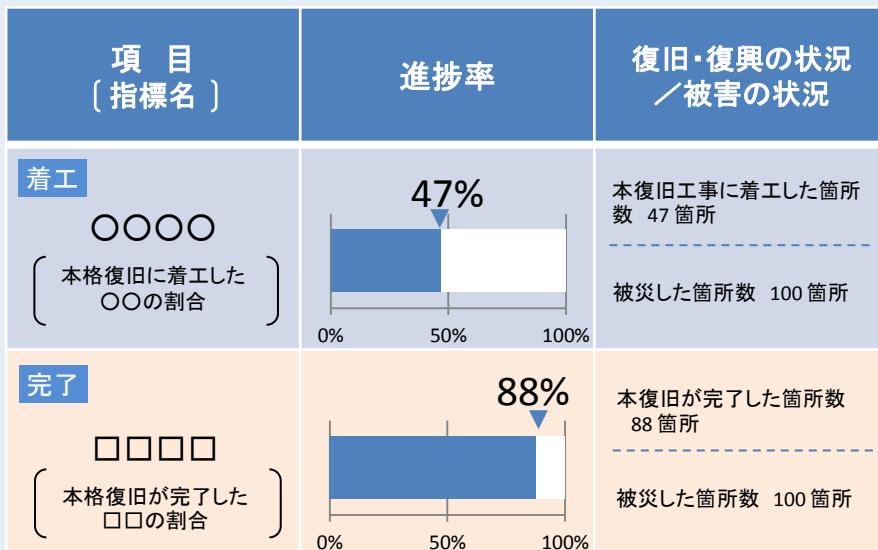
新たな指標の作成

- ・指標の進捗値は基本的にH24.7末時点の値。
- ・福島県の警戒区域等については、原則除いており、今後、区域見直しの動向等を踏まえ、インフラ復旧の工程表の作成状況等に応じて指標を作成する予定。

【補足】

- ・着工 か 完了 かを分かりやすく記載。
- ・今後、指標は節目節目ににおいて更新するとともに、事業の進捗に応じて 着工 から 完了 を示す指標への切り替え、指標の追加など、進捗状況を適切に示す工夫を実施。

■指標の例



事業計画及び工程表と指標を合わせて効果的な事業の進捗管理を行い、本格復旧・復興の一層の推進を図る。

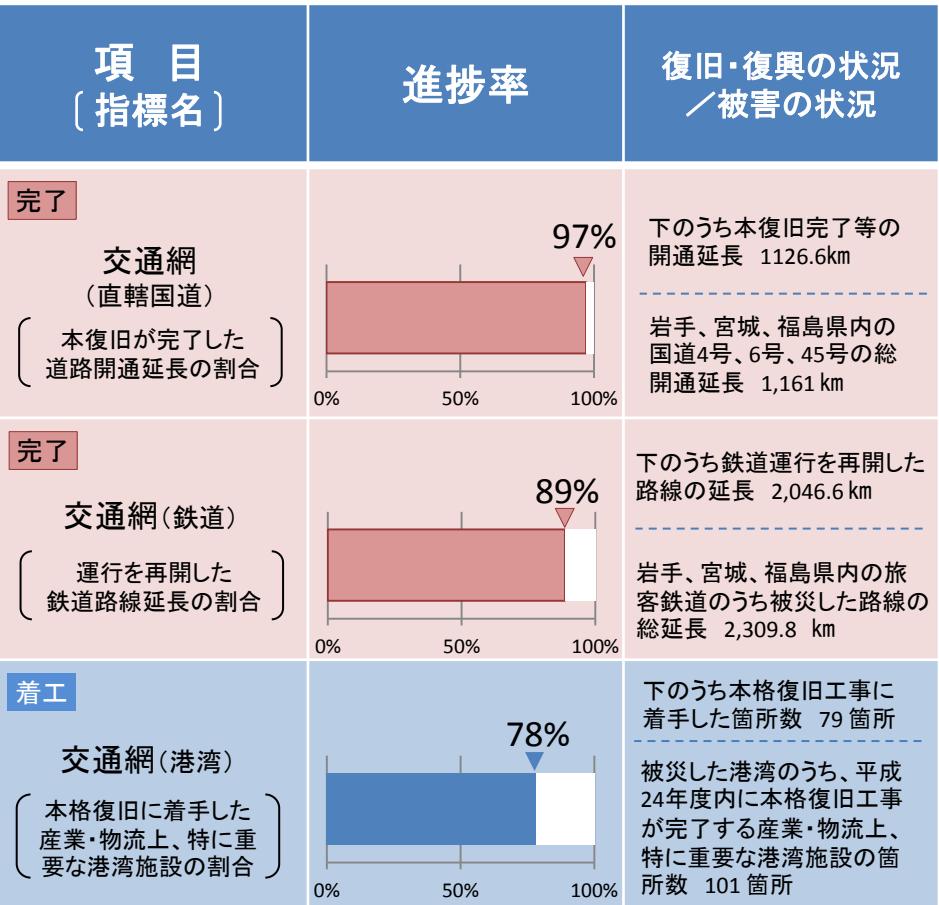
2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

○安全・安心のための基盤整備関係(被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況)

項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
着工 海岸対策 (全体) 〔本復旧工事に着工した地区海岸の割合〕	20%	本復旧工事に着工した地区海岸数 95 地区 被災した地区海岸数 471 地区	完了 下水道 〔通常処理に移行した下水処理場※の割合〕	84%	通常処理に移行した処理場数 59 箇所 災害査定を実施した処理場数 70 箇所
着工 海岸対策 (国施工) 〔本復旧工事に着工した地区海岸の割合〕	89%	本復旧工事に着工した地区海岸数のうち国施工区間(代行区間含む) 8 地区 被災した地区海岸数のうち国施工区間(代行区間含む) 9 地区	完了 水道施設 〔本格復旧が完了した水道事業数の割合〕	46%	本格復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した水道事業数 83 事業 災害査定を実施した、あるいは実施を予定している水道事業数 179 事業
着工 海岸防災林の再生 〔復旧工事に着手した海岸防災林の割合〕 ※H24.9末時点	21%	海岸防災林の復旧事業の工事着手延長距離 30 km 海岸防災林の被災延長距離(青森県～千葉県) 140 km※ ※警戒区域等を含む	完了 災害廃棄物の処理 〔災害廃棄物の処理・処分が完了した割合〕	24%	国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物処理・処分量計 4,457 千t 国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物推計量 18,664 千t
完了 河川対策 〔本復旧工事が完了した河川堤防(直轄)の割合〕	99%	本復旧工事が完了した箇所数 2,111 箇所 被災した河川管理施設の箇所数 2,115 箇所	河川対策の状況 宮城県北上川▶	(被災状況) 	(本格復旧完了) 

2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況③

○ 交通関係(被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況)



鉄道の状況

三陸鉄道

北リアス線
(田野畠～陸中野田間) :
H24.4.1 運行再開



港湾の状況

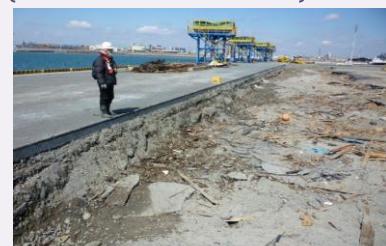
仙台塩釜港

約10箇月ぶりに寄港した
NYK ARGUS
(エヌイーケー・アーガス)
【平成24年1月22日撮影】

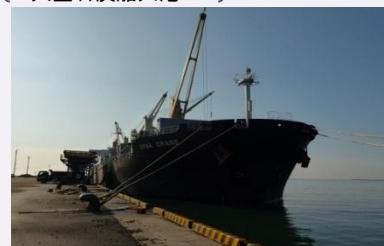


▼ 石巻港

平成23年3月24日
岸壁及び荷捌地の被災状況



平成23年11月27日
大型石炭船入港



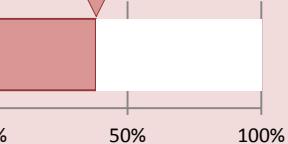
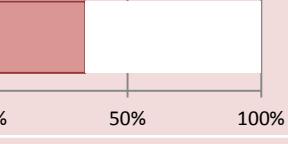
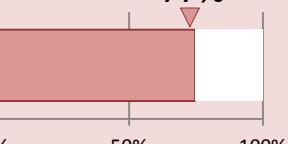
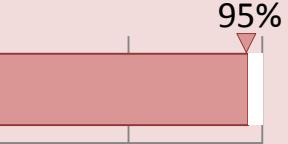
2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況④

○ 公営住宅・まちづくり関係(被災者が安心して生活するために必要な住宅、医療・学校施設等の復旧・復興状況)

項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
着工 復興住宅 〔災害公営住宅の整備に着手した割合〕 ※H24.8末時点	15%	災害公営住宅の整備に着手した戸数(用地確保が完了した時点) 3,132戸 各県が公表している必要災害公営住宅の戸数※ 20,952戸 ※福島県分は全体計画未定のため除外	着工 復興まちづくり (被災した造成宅地) 宅地造成の工事に着手した地区数 ※H24.8末時点	3%	工事に着手した地区数 7地区 復興交付金の配分可能額通知を受けた地区数 253地区
着工 復興まちづくり (防災集団移転) 〔国土交通大臣の同意を得た地区の割合〕 ※H24.10末時点	60%	集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 166地区 計画策定費配分地区数(復興交付金の調査地区数) 276地区	完了 復興まちづくり (医療施設等) 〔入院の受入制限等から回復した病院の割合〕 ※H24.5末時点	90%	入院の受入制限又は受入不可から回復した病院数 165箇所 被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184箇所 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み)
着工 復興まちづくり (土地区画整理) 〔都市計画決定された地区の割合〕 ※H24.10末時点	44%	都市計画決定された数 25地区 復興交付金の調査地区数 57地区	完了 復興まちづくり (学校施設等) 〔復旧が完了した公立学校施設の割合〕 ※H24.8末時点	77%	下のうち復旧が完了した学校数 1,801校 公立学校施設災害復旧事業に申請した若しくは申請予定の学校数 2,325校
着工 復興まちづくり (漁業集落防災強化) 〔漁業集落防災機能強化事業の実施地区数の割合〕 ※H24.8末時点	26%	事業地区数(復興交付金の事業費措置地区数) 21地区 事業実施予定地区数 82地区	復興住宅の状況 相馬市井戸端長屋 ► 〔工事期間:平成24年2月～平成24年8月 構造階数:木造平屋建 戸数:12戸〕		

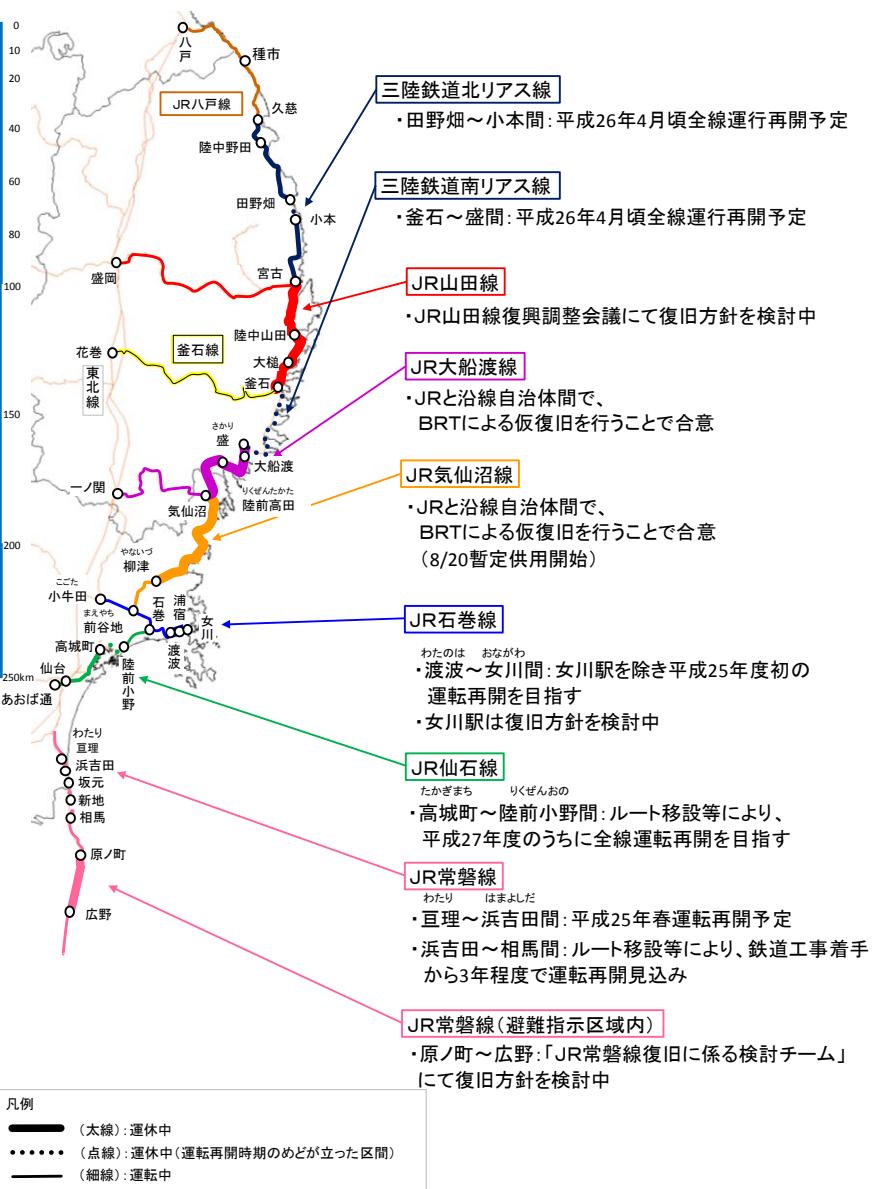
2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況⑤

○ 農林水産業関係(被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況)

項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 農地 <small>津波被災農地面積に対する営農再開可能面積の割合</small> <small>※H24.9末時点</small>	 38%	営農再開が可能な農地面積 8,190 ha <small>青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉県の津波被害を受けた農地面積 21,480 ha※</small> <small>※旧警戒区域等を含む</small>	完了 養殖施設 <small>養殖施設の復旧の割合</small>	 65%	養殖業再開に目途がついた施設数(岩手・宮城) 43,664 施設 <small>養殖業再開希望者の施設数(岩手・宮城) 67,121 施設</small>
完了 漁港 <small>陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港の割合</small> <small>※H24.8末時点</small>	 34%	陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港数 109 渔港 <small>被災した漁港数 319 渔港※</small> <small>※警戒区域等を含む</small>	完了 定置網 <small>大型定置網の復旧の割合</small> <small>※H24.8末時点</small>	 70%	大型定置網の復旧数 111ヶ統 <small>大型定置網の操業再開希望数 142ヶ統</small>
完了 漁場(養殖) <small>がれき撤去が完了した養殖漁場の割合</small> <small>※H24.9末時点</small>	 77%	がれき撤去が完了した箇所数 824 箇所 <small>養殖漁場の箇所数 1,074 箇所※</small> <small>※再流入による追加箇所数を含む</small>	漁港の状況 <small>平成24年5月 八戸市</small>	▼ 陸揚げ岸壁の復旧 	
完了 漁場(定置) <small>がれき撤去が完了した定置漁場の割合</small> <small>※H24.9末時点</small>	 95%	がれき撤去が完了した箇所数 959 箇所 <small>定置漁場の箇所数 1,008 箇所※</small> <small>※再流入による追加箇所数を含む</small>	漁場の状況 <small>平成23年3月 気仙沼市</small>	▼ がれき撤去 	

2-8 鉄道の復旧状況

【沿岸部のJR東日本の路線の復旧状況(H24.10.10時点)】



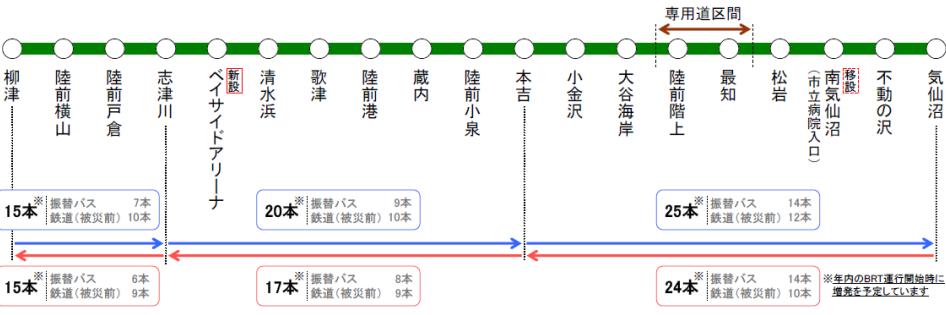
○ 鉄道の復旧に向け、関係者等により鋭意対策や検討が進められているところ。

【JR気仙沼線のBRT暫定供用概要】(JR東日本資料等より)

JR気仙沼線については、8/20よりBRT※の暫定供用を開始。

※Bus Rapid Transitの略。バス専用道等にバスを走らせる高速輸送システム。

①駅と運行本数



②運賃

鉄道と同額の運賃で利用可能(定期券、回数券を含む。)



【BRT運行の様子】

【JR大船渡線のBRT暫定供用について】

JR大船渡線については、10/4公共交通確保会議にてBRTによる仮復旧をJRと沿線自治体間で合意

2-9 農地の復旧状況

○「農業・農村の復興マスター・プラン(平成23年8月公表、平成24年4月改訂)」に基づき、おおむね3年間で復旧し、平成26年度までに約9割の農地で営農再開を目指す。

① 農林水産業における農地の復旧状況

○ 6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地21,480haのうち、約8,190haで営農再開が可能となった(H24.7.31時点)

② おおむね3年間で農地を復旧

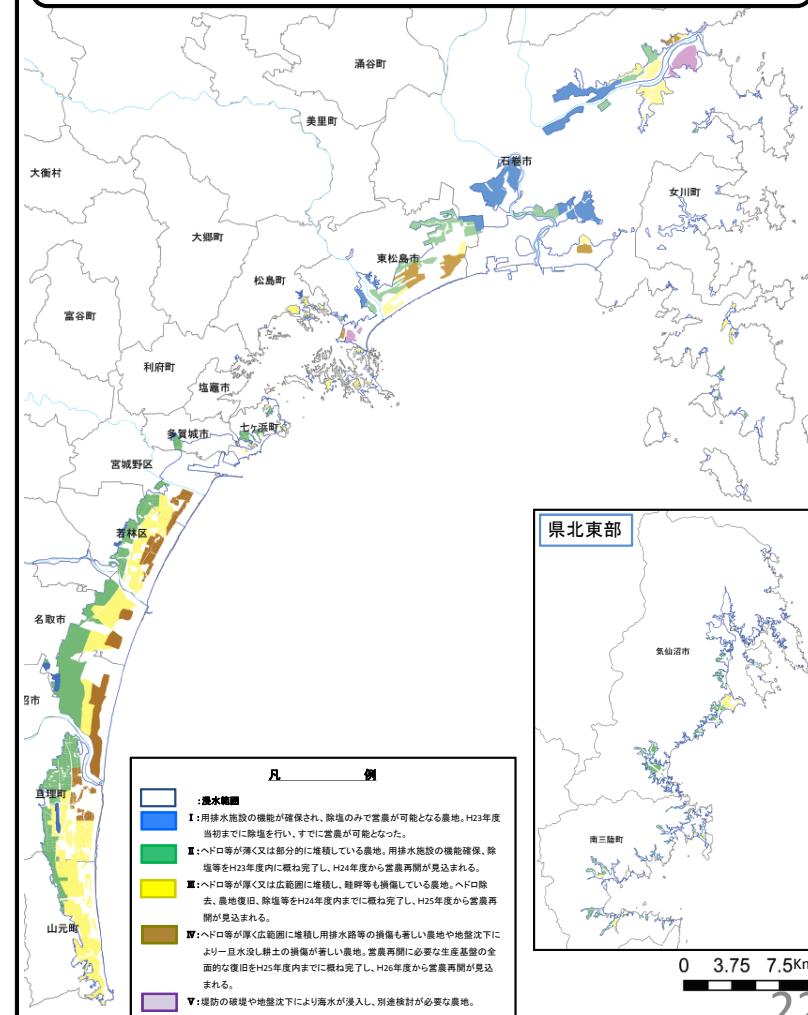
被災農地における年度ごとの営農再開可能面積の見通し

	24年度	25年度	26年度	その他	計
岩手県	230	140	350	10	730
宮城県	6,670	4,120	3,440	110	14,340
福島県	460	1,350	1,200	2,450	5,460
青森・茨城・千葉県	950	-	-	-	950
計	8,310	5,610	4,990	2,570	21,480
割合	39%	26%	23%	12%	100%

(注) その他は、水没した農地、原子力災害による警戒区域等

出典:農林水産省「農業・農村の復興マスター・プラン」(平成24年4月)

【参考】宮城県の農地の復旧可能性図面



2-10 復興施策に関する国の事業計画及び工程表①

復興庁

Reconstruction Agency

- 公共インフラ、学校施設等に関する国の復興施策について事業計画と工程表等を取りまとめて公表。
(平成24年5月18日更新)

- ①公共インフラ全体版：対象事業毎に作成。
- ②公共インフラ地域版：具体的な復旧・復興の姿がわかりやすく見られるよう市町村もしくは路線、施設単位で作成。
- ③公共インフラ以外の復興施策の取組状況を作成。

- 今後も、節目節目において見直しを行い、取りまとめの上、公表し、市町村における復興への取り組みを支援。

■作成内容

○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方や目標を記載。

○工程表

- ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。
- イ. 対象期間は、早急に予算措置の検討が必要なH26年度末までの3ヶ年を中心。

■公共インフラの対象事業

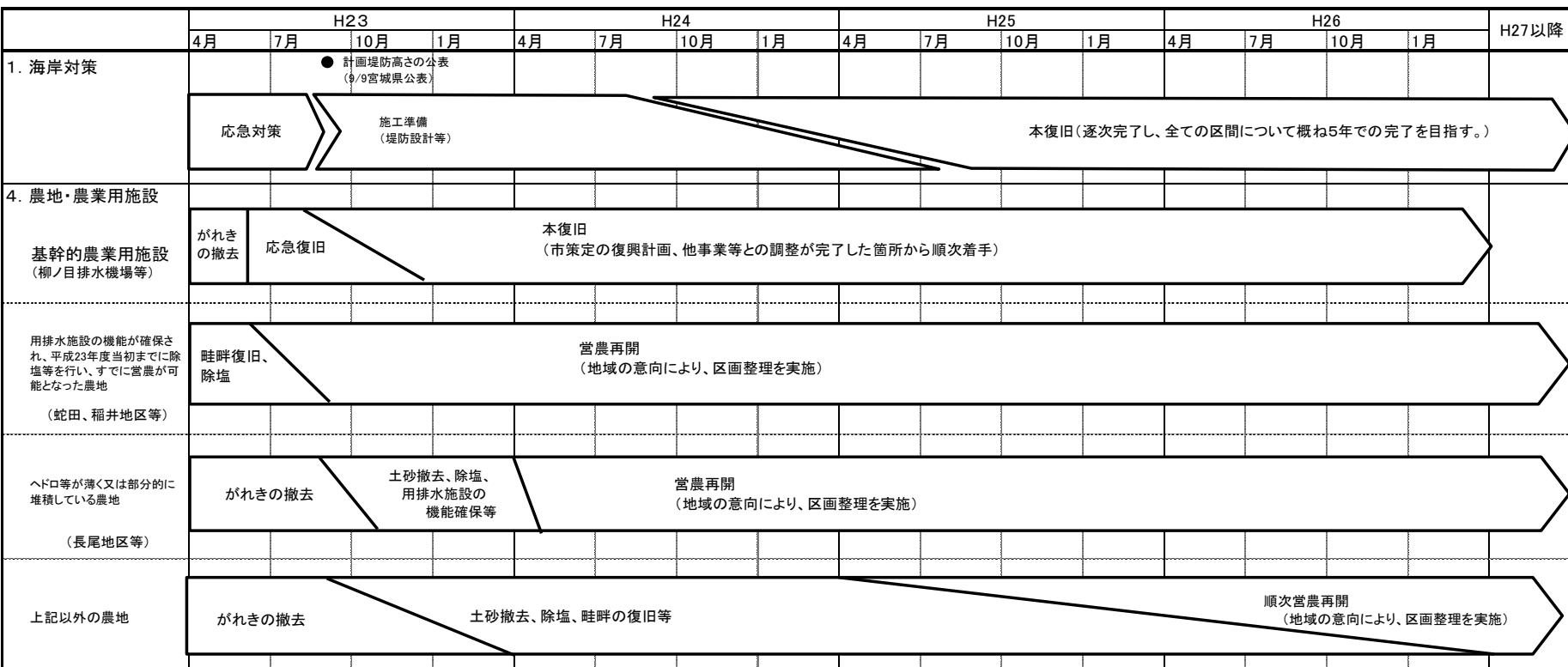
海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・大型定置網、復興住宅(災害公営住宅)、復興まちづくり(防災集団移転・区画整理等、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

2-10 復興施策に関する国の事業計画及び工程表②

復興庁

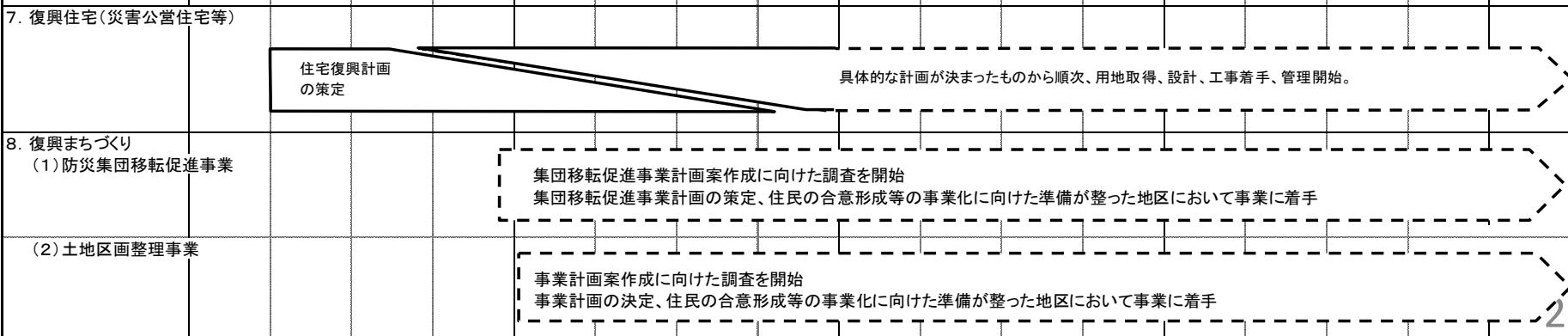
Reconstruction Agency

公共インフラ地域版 工程表抜粋(宮城県石巻市)



(注)地盤沈下等により海水が浸入している農地や、大区画化等の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。

本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。



2-11 被災地域における復興計画の策定状況

復興庁

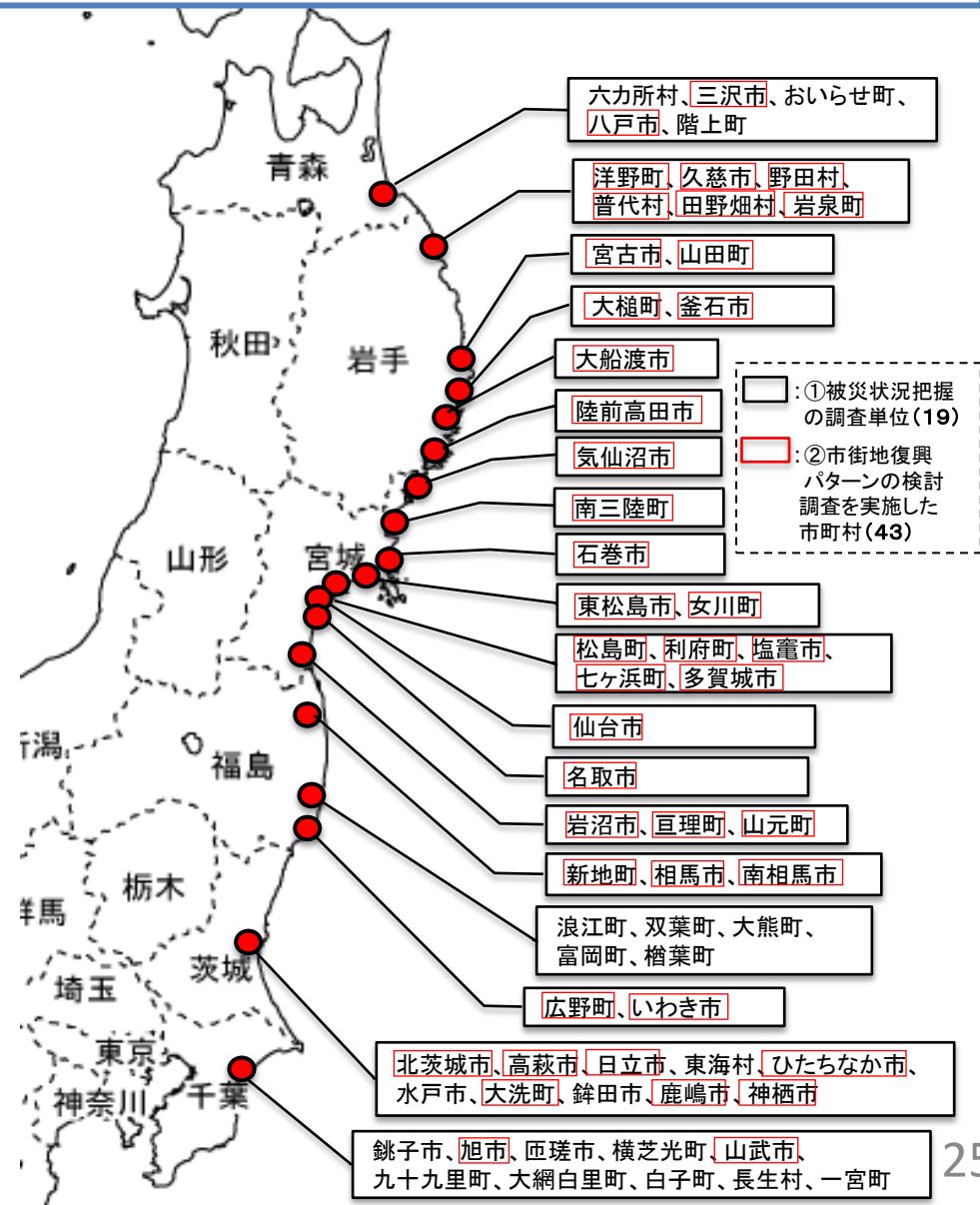
Reconstruction Agency

- 国交省職員を中心として国の職員が各市町村に出向き、市町村の復興計画策定を技術的に支援。

○市街地復興パターンの検討調査を実施した43市町村のうち、8月末時点では42の市町村が復興計画を策定済。

○市町村の復興計画策定後は、個別事業の事業計画策定、事業実施が課題。

○市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題であるが、国としても、復興交付金による支援、まちづくりの専門職員派遣（土地区画整理事業、防災集団移転促進事業）を実施。



2-12 住宅再建及び高台移転に向けた取組

- 市町村の復興計画策定後は、個別事業(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等)の事業計画策定、事業実施が課題。
- 市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題であるが、国としても、復興交付金による支援、まちづくりの専門職員の派遣等を実施。

(1) 復興まちづくりの進捗状況（10/31時点）

- ・具体的な事業着手の前提となる法定手続きが済んだのは、防災集団移転促進事業(大臣同意)が166地区、土地区画整理事業(都市計画決定)が25地区となっている。

	想定	調査費措置 ^{注1)}	事業費措置 ^{注1)}	法定手続き済
防災集団移転促進事業	276地区	276地区	184地区	166地区〔102地区 ^{注2)} 〕(大臣同意)
土地区画整理事業	58地区	57地区	21地区	25地区(都市計画決定)
災害公営住宅整備事業	(2万戸以上) ^{注3)}	48市町村	41市町村(約8,300戸)	

注1)第1回～第3回の復興交付金配分対象の地区数。なお、災害公営住宅の場合、調査費措置は「用地取得費または設計費を措置したもの」、事業費措置は「建設費を措置したもの」を意味する。

注2)複数の復興交付金配分地区をまとめて集団移転促進事業計画の大臣同意を取得する場合があり、〔〕内の値はその集団移転促進事業の数を表す。

注3)主な内訳は、岩手県約5千6百戸、宮城県約1万5千戸(福島県は未定)

(2) 復興交付金の配分状況

- ・計画策定支援費を含む復興交付金の適時適切な配分により、早期執行に向けた支援を実施。
- ・これまでに3回の復興交付金の配分を実施。主なものは次のとおり。
 - 防災集団移転促進事業:26市町村、約2,396億円
(注)上記のうち24年度第3四半期までに事業着手するもの:21市町村、184地区、約19,500戸
 - 災害公営住宅整備事業:48市町村、約2,013億円
(注)上記のうち25年度完成を予定するもの:41市町村、約8,300戸
- ・復興庁・復興局の職員等が被災自治体を訪問し、計画策定支援を実施中

2-12 (参考) 主要な復興まちづくり事業の概要

防災集団移転促進事業 ～被災した住居の 安全な場所への移転～

【事業概要】

東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する。

【補助対象】

- ①住宅団地(住宅団地に関連する公益的施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用(移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格)を超える部分は補助対象)
- ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費(借入金の利子相当額)
- ③移転促進区域内の農地及び宅地の買取りに要する費用(当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る)
- ④計画策定費 など



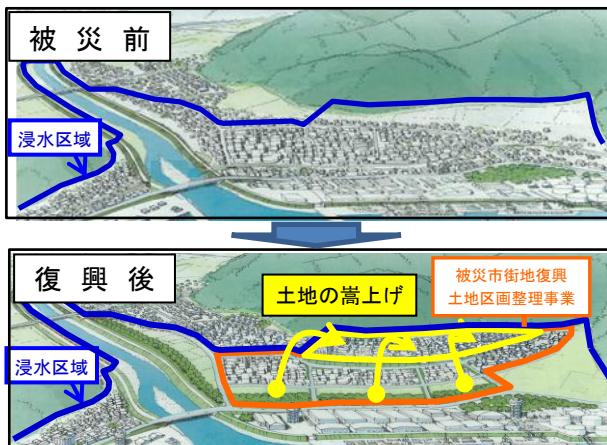
土地区画整理事業 ～住宅地・公共施設の整備 に加えて土地を嵩上げ～

【事業概要】

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する。

【補助対象】

- ①区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額(※)として事業を支援
※津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度(40人/ha)などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用を含む
- ②緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用(減価補償地区以外も含む)
- ③計画策定費



災害公営住宅整備事業 ～災害公営住宅の整備～

【事業概要】

東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する。

【補助対象】

- ①公営住宅の建設・買取費
- ②公営住宅の借上げに係る建設・改良費
- ③公営住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等
- ④被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費 など

**例：相馬市井戸端長屋 共同住宅
(福島県相馬市 馬場野地区)
(高齢者対応)**



工事期間: 平成24年2月～平成24年8月
構造階数: 木造平屋建 戸数: 12戸

【東日本大震災】

沿岸市町村の建築物被害

全壊：
約12万戸半壊：
約19万戸

～主な住宅再建方法～

移転を伴う再建

地盤の嵩上げを
基本とした
現地での再建移転もしくは
現地での再建

～住宅再建のための主な事業手法～

防災集団移転促進事業
(被災宅地の公的買い上げと高台への移転)漁業集落防災機能強化事業
(漁業集落の嵩上げと高台への移転)地区画整理事業
(区画を整え住宅地・公共施設を整備することに加え地盤を嵩上げ)津波復興拠点整備事業
(全面買収方式により安全な拠点市街地を整備)

災害公営住宅整備事業

自主再建など

市街地・集落の根本的改造

建築物被害

全壊：
約10万戸半壊：
約14万戸

現地での再建

住み替えもしくは
現地での再建

地区画整理事業

(区画を整え住宅地・公共施設を整備)

市街地再開発事業
(住宅地の高度利用化)

災害公営住宅整備事業

自主再建など

市街地の再生

2-12 (参考) 津波被災地の市街地・居住地復興のための事業規模等②

復興庁

Reconstruction Agency

	東日本大震災	他の震災事例
土地区画整理事業	(区画を整え住宅地・公共施設を整備することに加え地盤を嵩上げ)	【阪神・淡路大震災】
地区数	58地区	20地区
面積	平均 60.5ha (21地区の平均) (2.6ha~257.1ha)	平均 12.8ha (0.5ha~59.6ha)
事業期間	—	約4年~15年 平均約8年
津波復興拠点整備事業	(全面買収方式により安全な拠点市街地を整備)	
	19地区	—
防災集団移転促進事業	(被災宅地の公的買い上げと高台への移転)	【中越地震】
地区数	276地区	3地区
戸数	約19,500戸 平均約110戸 (184地区の合計と平均の戸数)	115戸 長岡市27戸、川口町25戸、 小千谷市63戸
事業期間	—	約2年
漁業集落防災機能強化事業	(漁業集落の嵩上げと高台への移転等)	【北海道南西沖地震】
地区数	82地区	1地区
戸数	約1020戸 平均約40戸 (26地区の合計と平均の戸数)	180戸
事業期間	—	約3年
災害公営住宅整備事業		【阪神・淡路大震災】
戸数	2万戸以上 (岩手県 約5千6百戸、宮城県 約1万5千戸、 福島県 未定)	約2万6千戸
事業期間	—	約6年

注)東日本大震災の事業規模等は想定であり、関係者調整等により今後変更の可能性あり

〔<参考>

建築物被害

全壊:約13万戸(うち沿岸市町村 約12万戸)、半壊:約26万戸(うち沿岸市町村 約19万戸)

仮設住宅等への入居状況

仮設住宅:約4.9万戸、公営住宅等:約1.9万戸、みなし仮設住宅:約6.8万戸

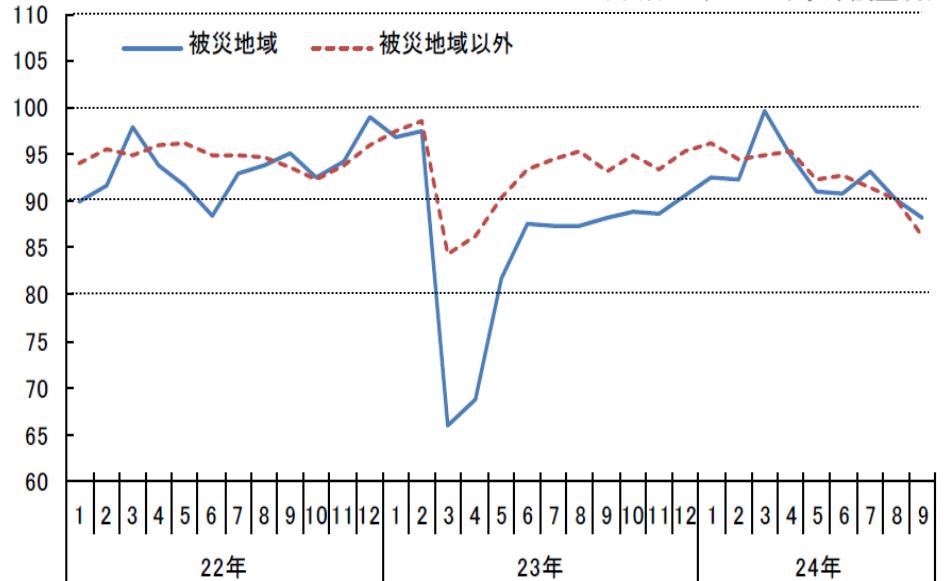
2-13 産業の復興状況①

○被災地域の鉱工業指数は、震災前の水準に回復。津波被災地域等の本格的な復興が今後の課題。

(1) 鉱工業の復興

経済産業省発表の「震災に係る地域別鉱工業指数」によると、平成24年9月分の指数(速報)は被災地域が88.3(被災前:97.5)となり、被災地域以外は86.2(被災前:98.5)となった。

(平成17年=100、季節調整済)

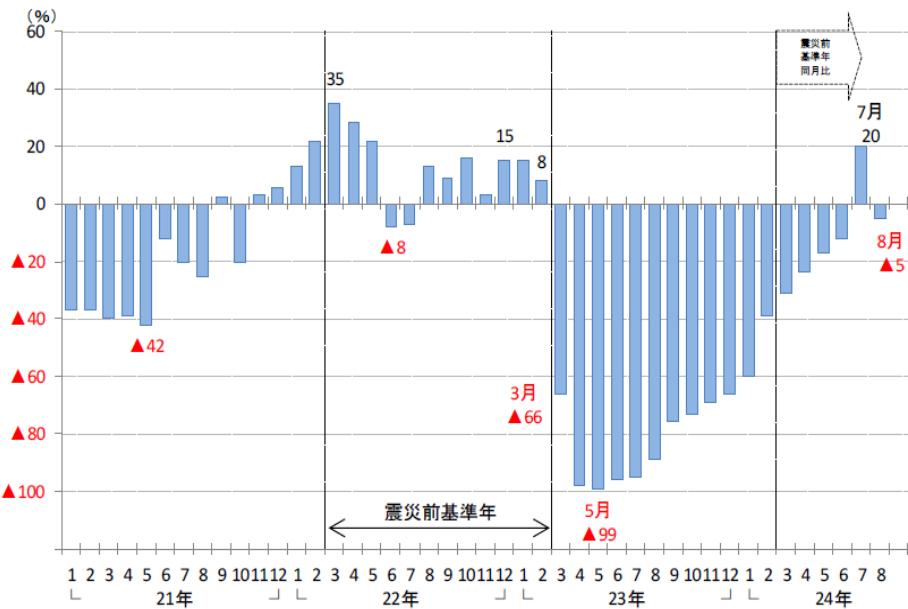


注：本試算指標は、「東日本大震災(長野県北部地震を含む)」にて、災害救助法の適用を受けた市区町村(東京都の帰宅困難者対応を除く)を「被災地域」とし、適用を受けていない地域を「被災地域以外」として、指標の基礎データである「経済産業省生産動態統計調査」の事業所所在地別に2区分ごとに集計して指標計算したもの。

鉱工業生産指標(全国)のウエイト、基準数量を分割し、季節指標は全国のものを両地域とも使用している。

詳細は、「産業活動分析(平成23年4～6月期)」
(<http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/index.html>)を参照されたい。

経済産業省発表の「津波浸水地域に所在する鉱工業事業所(59事業所)の生産額試算値」によると、平成24年8月分の試算値は震災前基準年同月比▲5%となり、昨年5月の前年同月比▲99%から生産額の大幅な回復がみられる。



資料：経済産業省「経済産業省生産動態統計調査」を用いた特別集計結果

- 「津波浸水地域」は、国土地理院が平成23年4月18日に公表した「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県の6県の沿岸部62市町村のうち津波浸水被害のあった561Km²。
- 「津波浸水地域に所在する事業所」とは、津波浸水地域内に事務所が存在する事業所。なお、岸壁等敷地の一部のみに浸水のあった事業所は含まれない。
- 対象となった59事業所には、繊維工業品、木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品、化学工業製品、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼・非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、鉱物を生産する事業所が含まれる。なお、沿岸部での産業集積が高い水産加工食料品の製造事業所等は含まれていない。

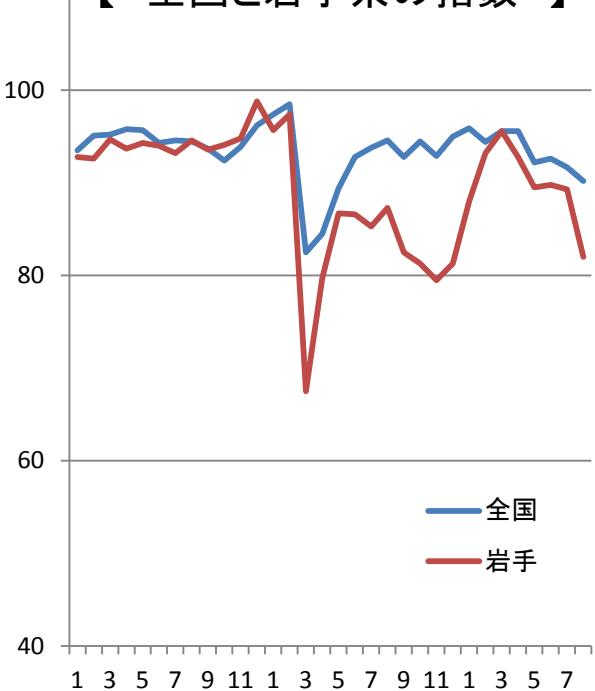
2-13 産業の復興状況②

- 被災した東北3県の鉱工業生産指数は、震災時の生産設備への被害の程度によって、回復に地域差があるものの、おおむね回復の方向を示している。

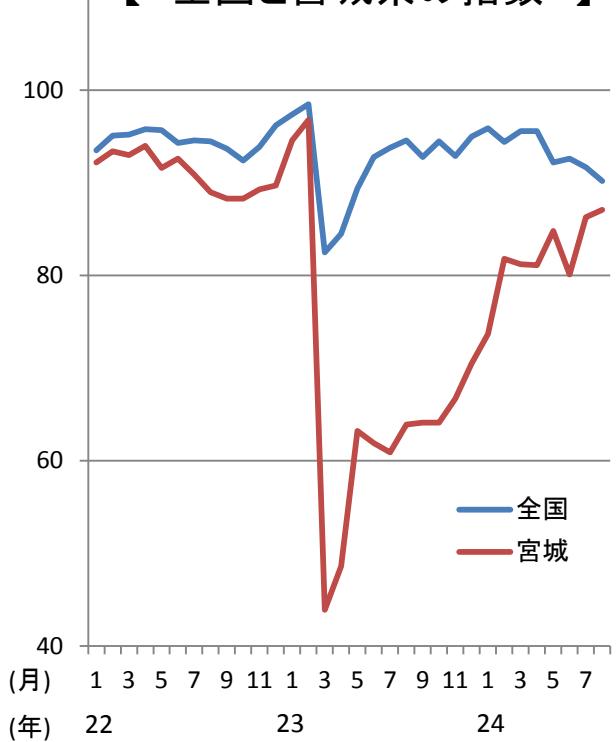
(2) 県別の鉱工業生産指数の変化

経済産業省及び各県発表の鉱工業生産指数によると、平成24年8月分の指数は全国は90.2(被災前:98.5)、岩手県は82.0(被災前:97.4)、宮城県は87.1(被災前:96.8)、福島県は81.5(被災前:96.1)となった。

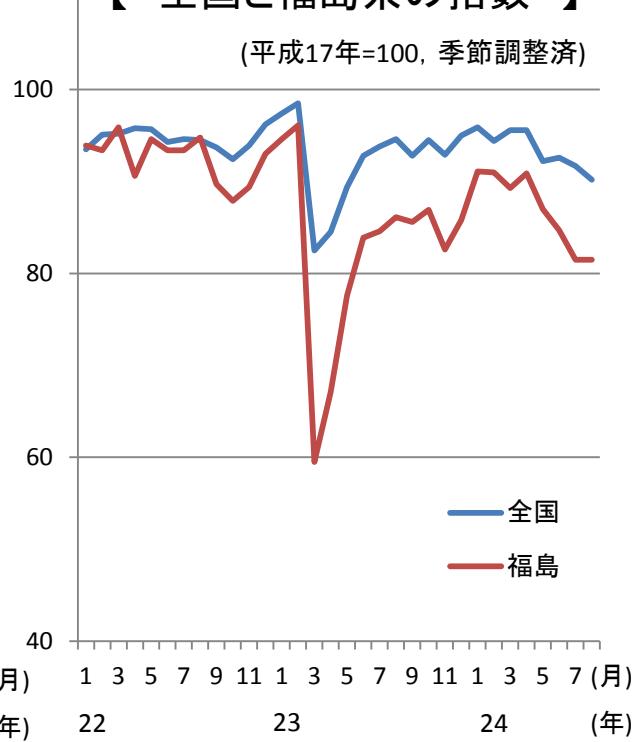
【 全国と岩手県の指数 】



【 全国と宮城県の指数 】



【 全国と福島県の指数 】



2-13 産業の復興状況③

○ 農業・水産業・観光業も改善が見られるが、本格的な復興が今後の課題。

(3) 農業・水産業

項目（最大被害）	(復旧済み)／(最大被害)	復旧率
農地	<p>被害のあった青森県から千葉県までの6県の津波被災農地: 21,480ha (旧警戒区域を含む)</p> <p>営農再開が可能となった農地: 約8,190ha</p> <p>未了</p>	約38%
農業経営体	<p>津波被害のあった農業経営体(東北・関東6県): 約10,200経営体(3/11時点)</p> <p>経営を再開: 約4,090経営体</p> <p>未再開: 約6,070経営体</p>	約40%
水揚げ ^{注1、2}	<p>岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の水揚げ数量(被災前同期比(22年7~9月合計))</p> <p>被災前同期比: 約69%(数量ベース)</p>	約69%
水産加工施設	<p>被災3県で被害があった水産加工施設: 776施設</p> <p>472施設が業務再開</p>	約61%

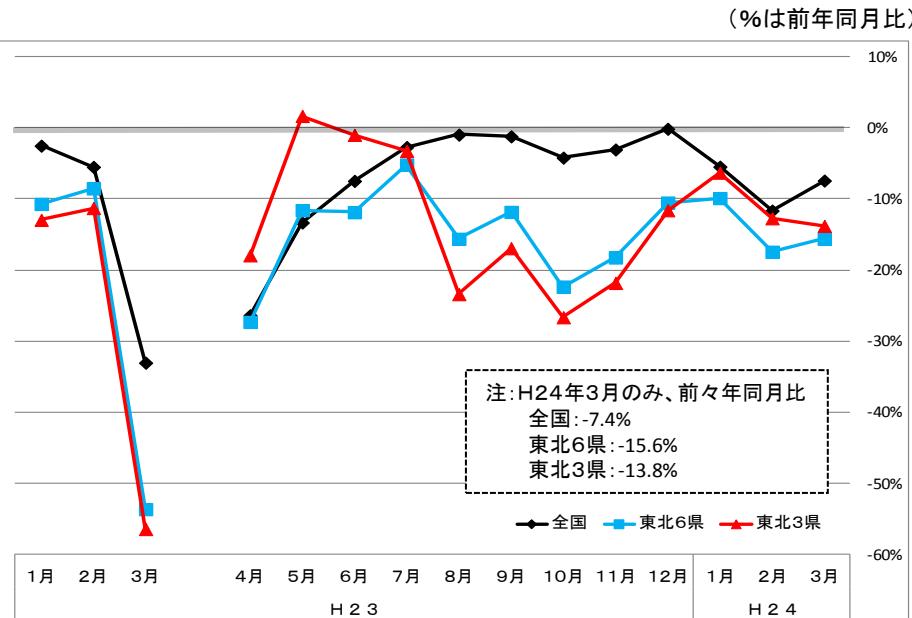
注1: 久慈(岩手)、宮古(岩手)、釜石(岩手)、大船渡(岩手)、気仙沼(宮城)、女川(宮城)、石巻(宮城)、塙釜(宮城)、小名浜(福島)における24年7~9月合計の水揚げ数量の対被災前同期(22年7~9月合計)比を示したもの。

注2: 福島県沖については、現在、全ての海面漁業・養殖業で操業を自粛しており、当該期間における小名浜での水揚げは全て県外で漁獲されたもの。

(4) 観光業

■ 観光客中心の施設※(延べ宿泊者数(人泊))

観光客中心の施設でみると、平成24年に入ても前年同月比(3月は前々年同月比)は全国・東北6県・東北3県いずれもマイナスであり、前年(3月は前々年)割れの状況が続いている。



※【観光客中心の施設】とは、宿泊者のうち観光目的の宿泊者が全体の50%以上と回答した施設。

【参考】

なお、ビジネス客中心の施設(宿泊者のうち観光目的の宿泊者が全体の50%未満であると回答した施設)においては、震災直後から東北6県・東北3県でいずれも前年同月比プラスで推移している。

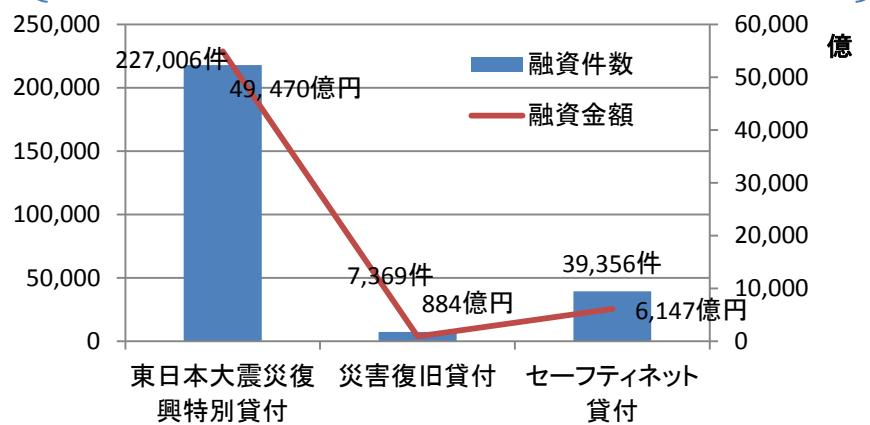
注: 平成22年4~6月期調査より従業者数9人以下を含む全宿泊施設に調査対象を拡充している。
(H23.1~3月の前年同月比及びH24.3月の前々年同月比は従業者数10人以上の宿泊施設の数値のみで作成)
出典:宿泊旅行統計調査

2-15 被災事業者に対する資金繰り対策

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付227,006件、東日本大震災復興緊急保証88,050件(H23年5月23日～H24年10月26日)。農林漁業者向けの融資については4911件貸付決定、保証については1220件(H23年5月2日～H24年9月30日)。

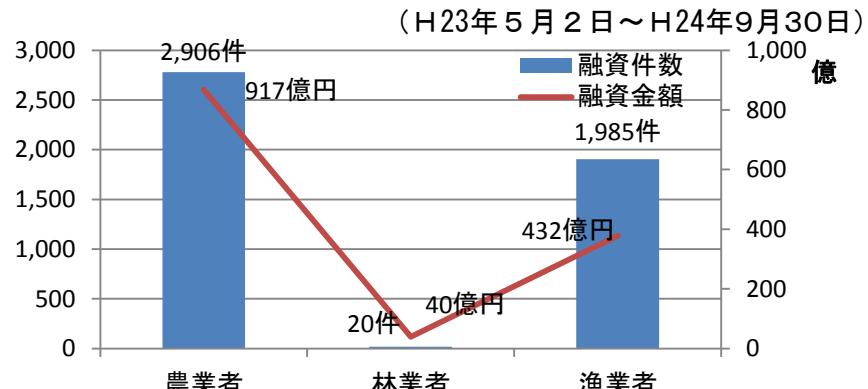
中小・小規模事業者向け融資

東日本大震災復興特別貸付	H23年5月23日～H24年10月26日
災害復旧貸付	H23年3月14日～H23年5月22日
セーフティネット貸付	H23年3月14日～H23年5月22日



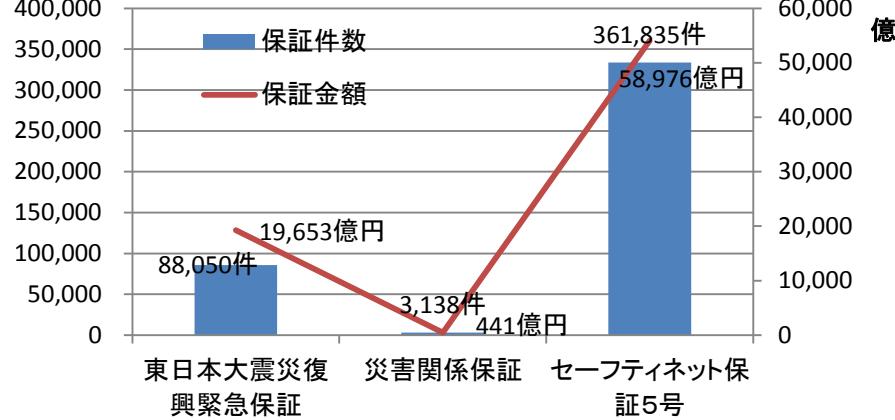
出典：中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>

農林漁業者向け融資(貸付決定済)

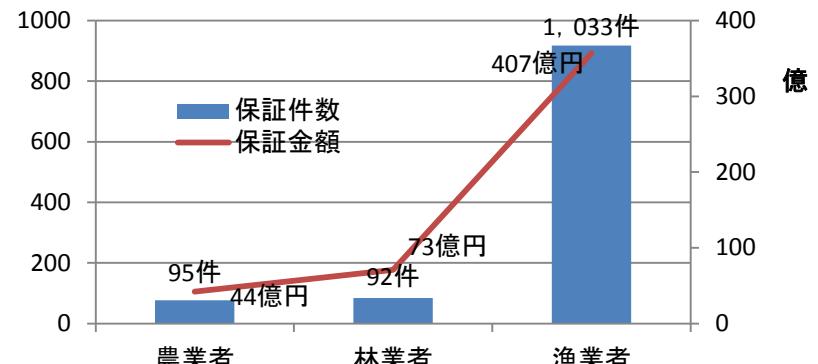


中小・小規模事業者向け保証

東日本大震災復興緊急保証	H23年5月23日～H24年10月26日
災害関係保証	H23年3月14日～H24年10月26日
セーフティネット保証5号	H23年3月14日～H24年10月26日



農林漁業者向け保証(H23年5月2日～H24年9月30日)



2-16 中小企業者等の二重ローン問題への対応

- 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者(震災により過大な債務を負っている事業者)

各県の産業復興相談センター/産業復興機構

- 支援対象
中小企業者等
・被災各県に設置され、各県の実情に応じた対応を実施

(出資金※)

岩手産業復興機構 (11月11日設立): 100億円
宮城産業復興機構 (12月27日設立): 100億円
福島産業復興機構 (12月28日設立): 100億円
茨城県産業復興機構(11月30日設立): 50億円
千葉産業復興機構 (3月28日設立): 20億円

※出資約束金額総額ベース

連携/案件の引継ぎ

東日本大震災
事業者再生支援機構
(震災支援機構)

- 支援対象
産業復興機構による支援の対象とすることが困難なもの
・小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金: 200億円

債権買取資金: 5000億円(政府保証枠)

対象地域: 岩手、宮城、福島各全県の他、北海道、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野、群馬、東京、静岡の各都道県の一部市町村
(14都道県、321市町村)

【両機構の実績】

- 産業復興相談センター・機構(11月9日現在)

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	351	642	280	337	1610
震災支援機構への引継	20	90	7	8	125
金融機関等による金融支援の合意	58	45	12	48	163
うち買取決定数	30	21	5	3	59

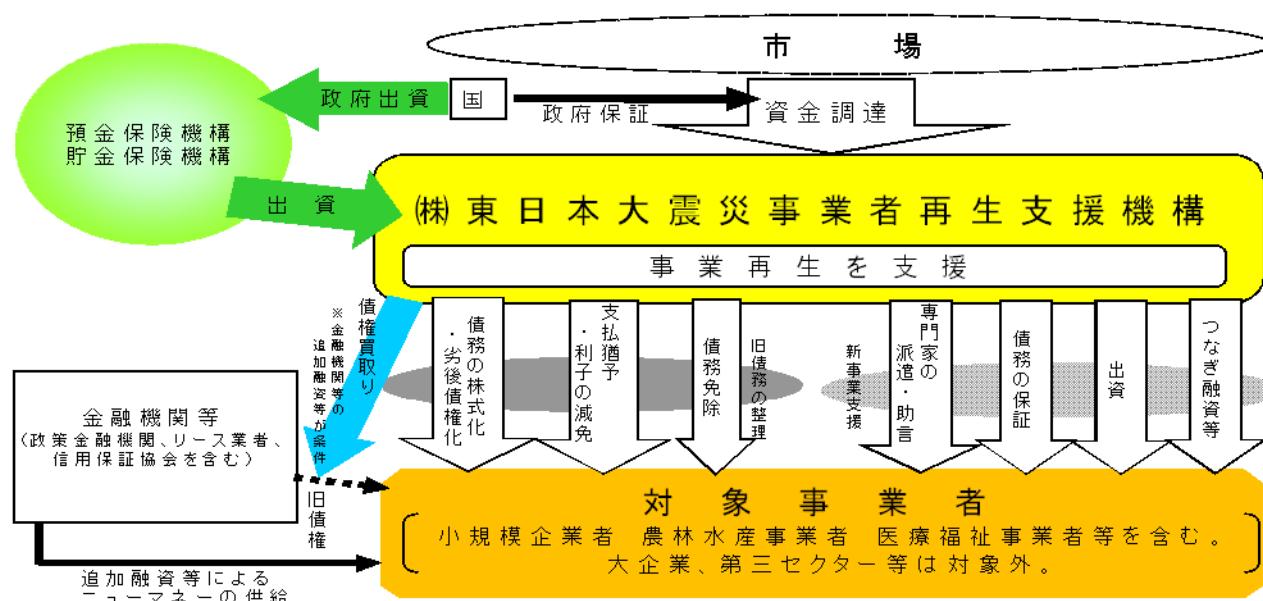
- 震災支援機構(11月16日現在)

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	181	360	111	118	770
最終調整中	30	64	10	18	122
支援決定数	23	25	5	3	56

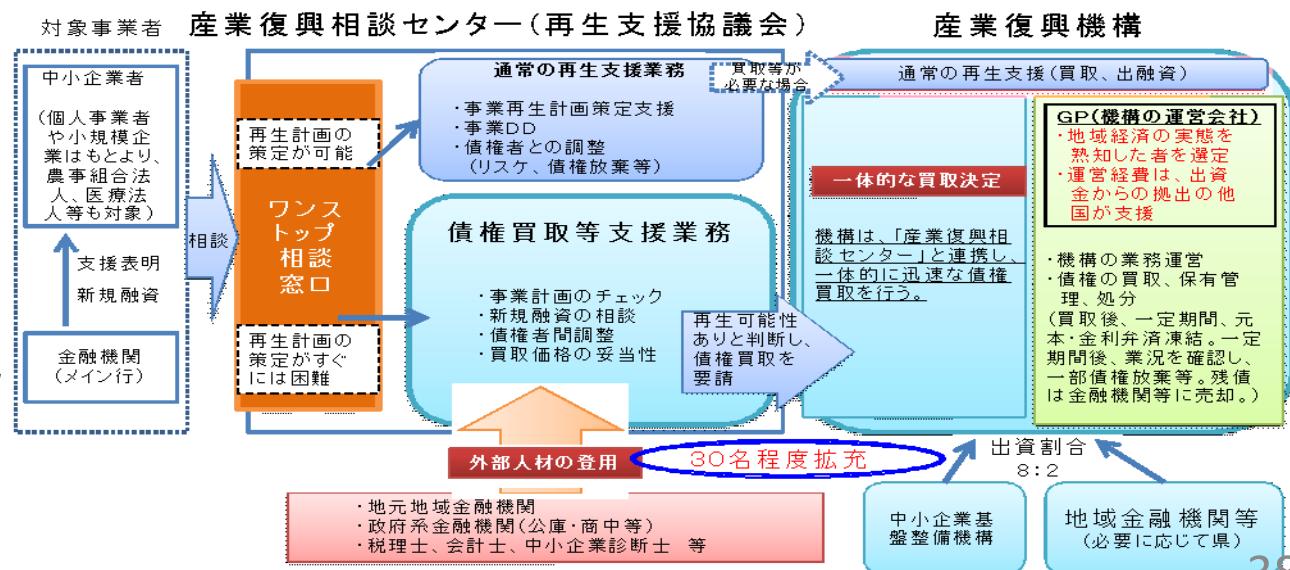
○東日本大震災事業者再生支援機構

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設立され、本年3月5日より業務開始。金融機関等からの債権買取や被災事業者に対する出資、事業再生の専門家の派遣等を通じて、震災により被害を受けた中小企業等の再生を支援。

対象地域は、14都道県321市町村。

○産業復興相談センター／
産業復興機構

被災県(岩手・宮城・福島・青森・茨城・千葉)において、二重ローン問題に関する相談窓口となる産業復興相談センターを設置するとともに、債権買取等を行う産業復興機構(岩手・宮城・福島・茨城・千葉)を設立し、被災事業者の事業再生を支援。



2-19 企業連携の推進

- 復興特別区域制度等を活用しつつ、民間企業と被災地方公共団体の連携（企業連携）を促し、各地で進むプロジェクトの実現を支援。

1. 組織

- 4月1日付で復興庁（本庁）に企業連携推進室を設置した。各復興局においても、企業連携推進室を設置した。
- 経済団体等から派遣された職員のノウハウを積極的に活用する体制を整える。
(本庁、復興局合わせて、約20名の職員が派遣されている)

2. 役割

- 地方公共団体及び民間企業との意見交換を実施。
- 企業連携に係る諸課題を把握し関係省庁と連携して対応を検討。
- 企業連携プロジェクトについて、「国と地方の協議会」の分科会を開催し、事業化を支援。
- セミナー、展示会、制度説明会等の開催、先行優良事例集の作成等。

3. 取組み状況

- 被災地で復興プロジェクトに取組む個別民間企業や経済団体等との意見交換・相談対応を実施。
- 民間企業の復興事業参加を促進するため、民間企業で組成された復興推進のための連絡会と連携して、復興特区制度及び復興関係予算等の説明会を実施。
- 5月から、地方公共団体、民間企業、関係省庁向けのメールマガジンを発行。
- 10月から、国・被災地方公共団体・民間事業者が参加するプロジェクト検討の場を設け、被災地方公共団体と民間事業者が連携して取り組むプロジェクトの事業化支援を実施。

2-20 ボランティア・公益的民間連携

- NPO等のボランティア活動に対する被災地のニーズが多様化している中、ボランティア活動のニーズとその果たしている役割は依然として大きい。

※被災3県において、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに登録し活動したボランティア総数は、計約113万人（岩手県約43万人、宮城県約55万人、福島県約16万人。平成23年3月11日～平成24年10月14日までの累計人数。）

その他、NPO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数。

※発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元NPO等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援など息の長い取組を展開。

- 多様なニーズに柔軟に対応するため、行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して取り組む必要がある。

- このため、NPO、ボランティア団体等が活動を円滑に進めるために必要な情報の提供や連絡調整、震災ボランティアの啓発・普及等を行っている。

1. 体制

ONPO等に精通した民間出身の非常勤職員の知見を活用するとともに、岩手・宮城・福島の各復興局に「ボランティア担当」を配置

2. 役割

- 政府の取組に関し、NPO等への情報提供
- 復興に当たって行政・民間それぞれの多様な担い手の連携促進と、連携事例の収集・情報提供
- ボランティア活動全般の促進
- ONPO等の活動に係る制度・手続きに関し、関係府省との相談・調整

3. 主な取組内容

ONPO等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、被災3県での説明会や全国のNPO等が集まる会議等で周知。

- 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成し、NPO等やその中間支援組織に説明。また、当該担い手による連携事例の取りまとめ結果を公表・周知。
- 全国の学生等が被災された方に寄り添う気持ちを持ち続け、被災地で更に活躍してもらうため、「この夏も、ボランティアへ行こう！」キャンペーンを実施。チラシ・ポスターを大学等に掲示・周知。

2-21 福島県の状況と課題①（避難指示区域の見直し）

（平成24年8月10日現在）

- 以下の市町村において、警戒区域及び避難指示区域の見直しを行い、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定。
 - ・川内村及び田村市(4/1実施)
 - ・南相馬市(4/16実施)
 - ・飯館村(7/17実施)
 - ・楢葉町(8/10実施)

避難指示解除準備区域：

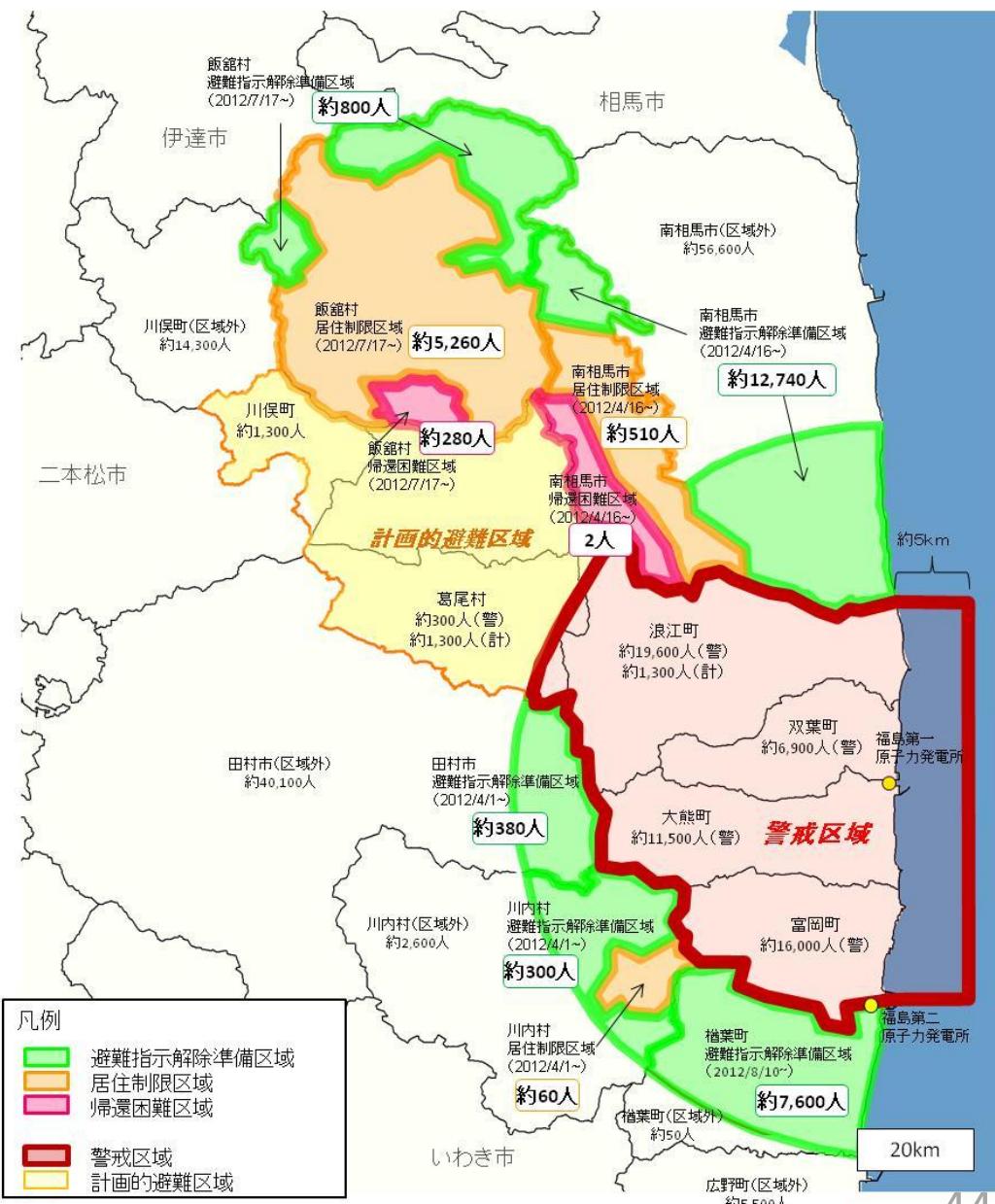
年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

居住制限区域：

年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域：

5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域



避難指示区域からの避難者数

約11.0万人

※1 平成22年国勢調査及び各市町村からの聞き取りを基に、
原子力被災者生活支援チームで集計(平成24年10月16日時点)

・避難指示解除準備区域	約2.2万人
・居住制限区域	約0.6万人
・帰還困難区域	約0.03万人

・警戒区域	約5.4万人
・計画的避難区域	約0.4万人
・旧緊急時避難準備区域	約2.4万人

福島県全体の避難者数

約15.9万人

出典:福島県発表「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第751報)」
(平成24年10月16日(火))

※ 親類宅等へ避難した自主避難者は含まれていない

(1) 福島県内への避難者数※

約9.9万人

仮設住宅(民間借上げを含む)	約9.5万人
雇用促進住宅等	約0.4万人

(2) 福島県外への避難者数

約5.9万人

山形県	約1.1万人
東京都	約7.6千人
新潟県	約6.1千人
埼玉県	約4.0千人
茨城県	約3.9千人 等 45

1. 生活再建策

- 1) 賠償
- 2) 長期避難者への対応

- 3) 自治体毎の帰還支援

- 4) 自治体毎の復興計画の具体化・充実

- 東京電力による賠償を円滑に進める。
- 住民意向調査を実施する。
- 長期間避難を余儀なくされる方々の生活環境を確保するため、避難元自治体、受入自治体、県、国が連携し、町外生活拠点を整備する。
- 災害公営住宅の整備を進める。
- インフラ復旧・がれき処理・除染の実施計画の策定を進める。
- 生活環境整備事業を進める。
- 復興庁、現地事務所、関係省庁による連携チームを編成し、福島県とともに市町村ごとに異なる実態に即した対応を行う。

2. 産業振興・雇用対策等

- 1) グランドデザイン

- 2) 産業振興・雇用対策

- 3) 農林水産業支援

- 「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」を踏まえた対応を推進する。
- 「産業振興・雇用促進プラン」に基づく施策を進める。
- 「農林水産業再生プラン」に基づく施策を進める。

3. 放射線対策等

- 1) 放射線リスク

- 2) モニタリング

- 3) 除染

- 4) 中間貯蔵施設

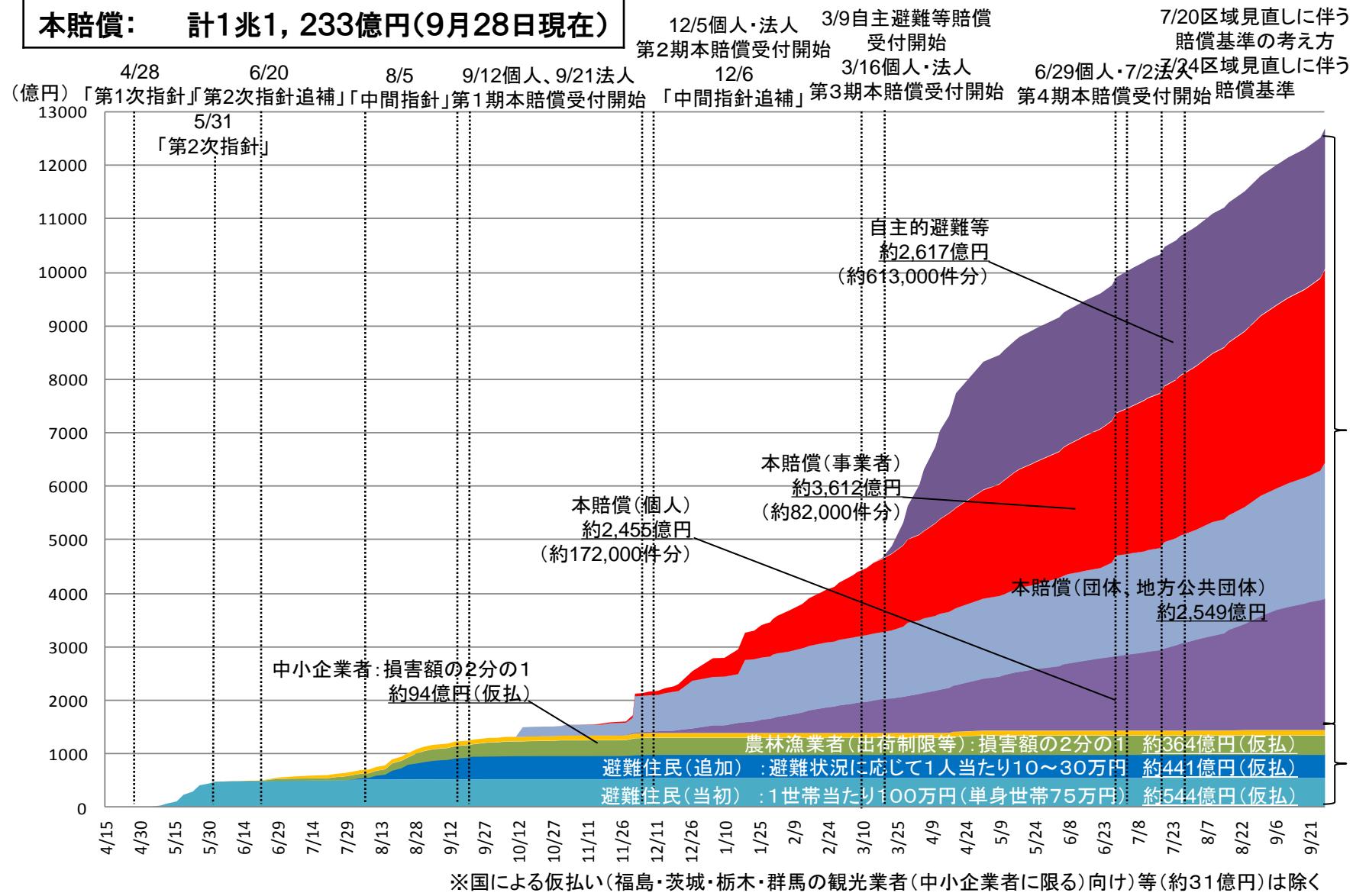
- 5) 区域見直し

- 自治体等への説明資料の提供、住民に対するリスクコミュニケーション等を実施する。
- 解除準備区域のモニタリングアクションプランの策定を進める。
- 除染計画の策定、仮置場の確保を行い、本格除染事業を進める。
- 中間貯蔵施設候補地に係る調査を進める。
- 住民説明会を開催し、区域見直しを進める。

2-22 生活再建策（賠償①）

仮払い： 計1,480億円(9月28日現在)

本賠償： 計1兆1,233億円(9月28日現在)



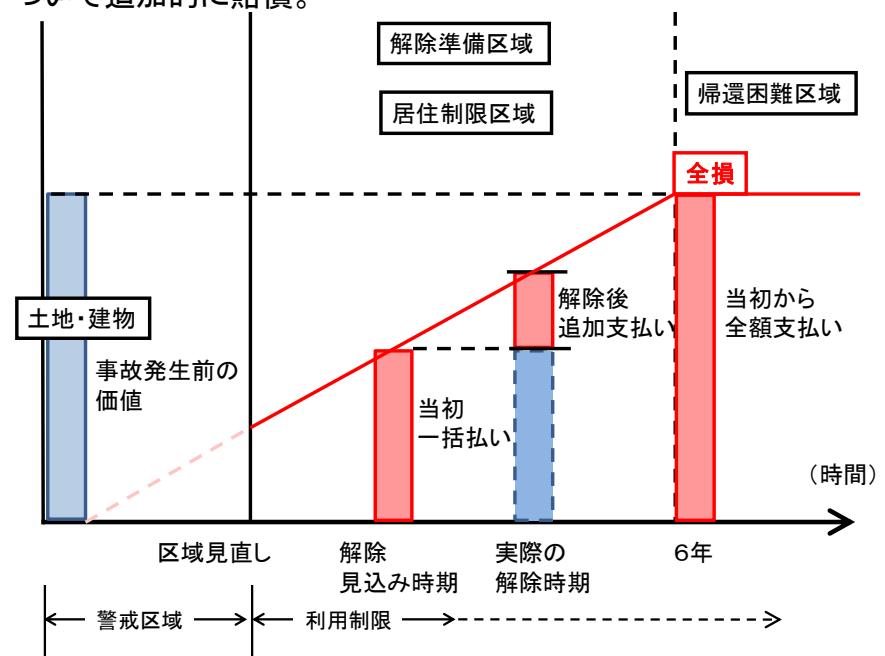
2-22 生活再建策（賠償②）

中間指針第二次追補を踏まえ、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」について、経済産業省が7月20日に取りまとめ。この考え方に基づき、東京電力が7月24日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を公表。

○避難指示区域における賠償の方針

(1)不動産(住宅・宅地)に対する賠償

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分に賠償額追加的に賠償。



(2) 家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。

家財賠償額(定額)表

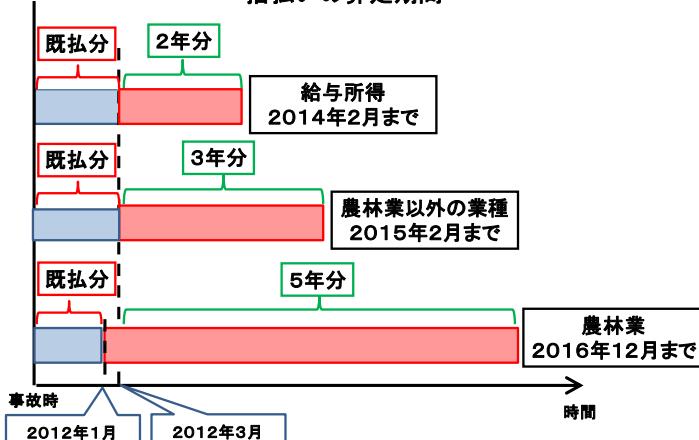
(単位:万円)

家族構成	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
帰還困難区域	325	595	635	655	675	715	735	775		
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245	445	475	490	505	535	550	580		

※ 上記家族構成以外の場合も構成人数に応じて金額を算定

(3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用一括払いの算定期間



長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会

◆ 設置趣旨

避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（避難元自治体）及び避難元自治体からの避難者を受け入れている市町村（受入自治体）からなる協議会を設置する。

◆ 協議事項

- ・長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整
- ・避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、災害公営住宅のモデル的整備について検討・調整 他

◆ 構成

協議会

- ・復興大臣
- ・福島県知事
- ・避難元自治体の首長
- ・受入自治体の首長（代表）等

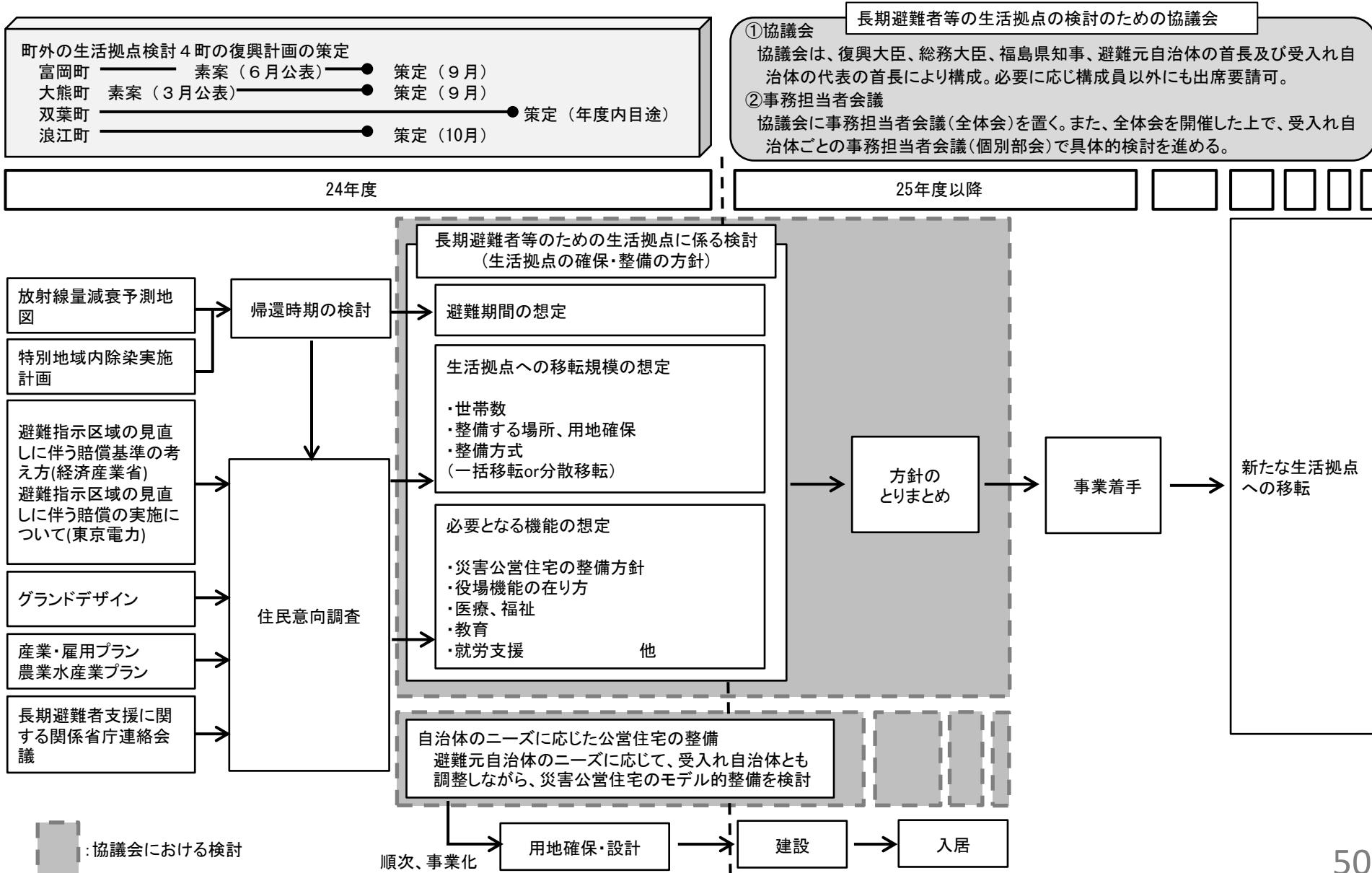
事務担当者会議（全体会）

- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体
- ・受入自治体

事務担当者会議（個別部会）

・いわき市 ・国 ・福島県 ・避難元自治体	・福島市 ・国 ・福島県 ・避難元自治体	・郡山市 ・国 ・福島県 ・避難元自治体	・会津若松市 ・国 ・福島県 ・避難元自治体	・二本松市 ・国 ・福島県 ・避難元自治体	・A 市 ・国 ・福島県 ・避難元自治体	・B 町 ・国 ・福島県 ・避難元自治体	・C 村 ・国 ・福島県 ・避難元自治体	・
--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---

長期避難者等のための生活拠点の検討の進め方(イメージ)



住民意向調査の実施概要

- 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者に対する支援策等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するために住民意向調査を実施。
- 葛尾村、大熊町において着手済み。その他の関係自治体についても、自治体の意向を踏まえつつ、順次実施する予定。

(1) 調査方法

- ・ 国、県、市町村の共催により実施。
- ・ 調査実施の有無、実施時期、調査項目等については、各市町村の実情を踏まえ、国、県、市町村で協議しつつ、個別に調整。
- ・ 自治体の状況や希望に応じ、複数回の実施も想定。(特に町外コミュニティをはじめ長期避難者を支援するための具体的な施策の実施に当たっては、避難者の生活実態や今後の希望をさらに詳細に把握することが必要)

(2) 調査項目

- ・ 現在の避難先での状況、将来の帰還の意思等の共通調査項目を設定した上で、各自治体が置かれている状況に応じ、個別に調査項目を付加し、各自治体ごとの調査票を作成。

(3) 調査スケジュール（調整中を含む）※11月9日現在

- | | |
|------|-------------------------|
| 8月 | 葛尾村(10/16調査結果(速報版)公表) |
| 9月 | 大熊町(11/6調査結果(速報版)公表) |
| 11月～ | 楢葉町、双葉町、浪江町、田村市、飯舘村、富岡町 |

- ・調査票発送から2週間程度で回収。
- ・調査結果については、国・県・市町村と協議した上で公表。

- 警戒区域等が見直された市町村を中心に、公共インフラ復旧の工程表を作成し、本格的な復旧に着手。
- 8月に公表した4市町村（広野町、田村市、川内村、南相馬市）に加え、11月に楢葉町・飯舘村の工程表を公表。

現在、富岡町の工程表を作成中。

- 区域見直しの動向等に応じて、さらに対象町村を拡大するとともに、事業の具体化に応じて対象事業を拡充。

工程表の内容

- ① 国、県、市町村等の事業を対象に作成
- ② 対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方を記載
- ③ 上記の基本的考え方即して、対象事業ごとに復旧の目標をバーチャートで表示

対象事業及び作成単位

- 市町村単位で作成する事業（例）
海岸、河川、上・下水道、農地・農業用施設、市町村道、海岸防災林の再生、医療施設、学校施設 等
- 路線、施設単位等で作成する事業（例）
し尿処理施設、下水汚泥処理施設、廃棄物処理施設、国道・県道・常磐道、鉄道、漁港等 等

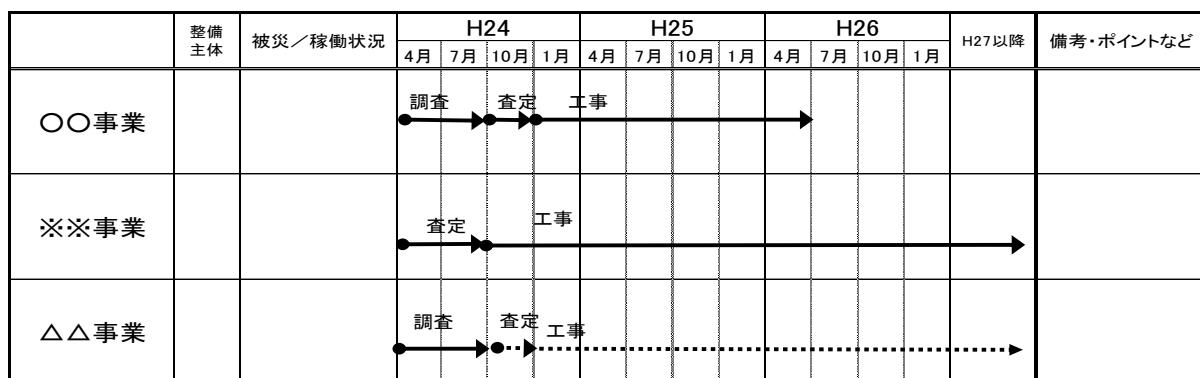
工程表の作成趣旨

- ① 「工程表」の目的は、災害復旧事業を中心として、当面3か年の復旧の見通しについて、現状を「見える化」し、帰還を目指す住民の方々や地域の関係者とも共有化すること。
- ② 工程表は、各施設管理者における進捗管理の基礎となるものであることから、各施設管理者において作成。

公表及び進捗管理

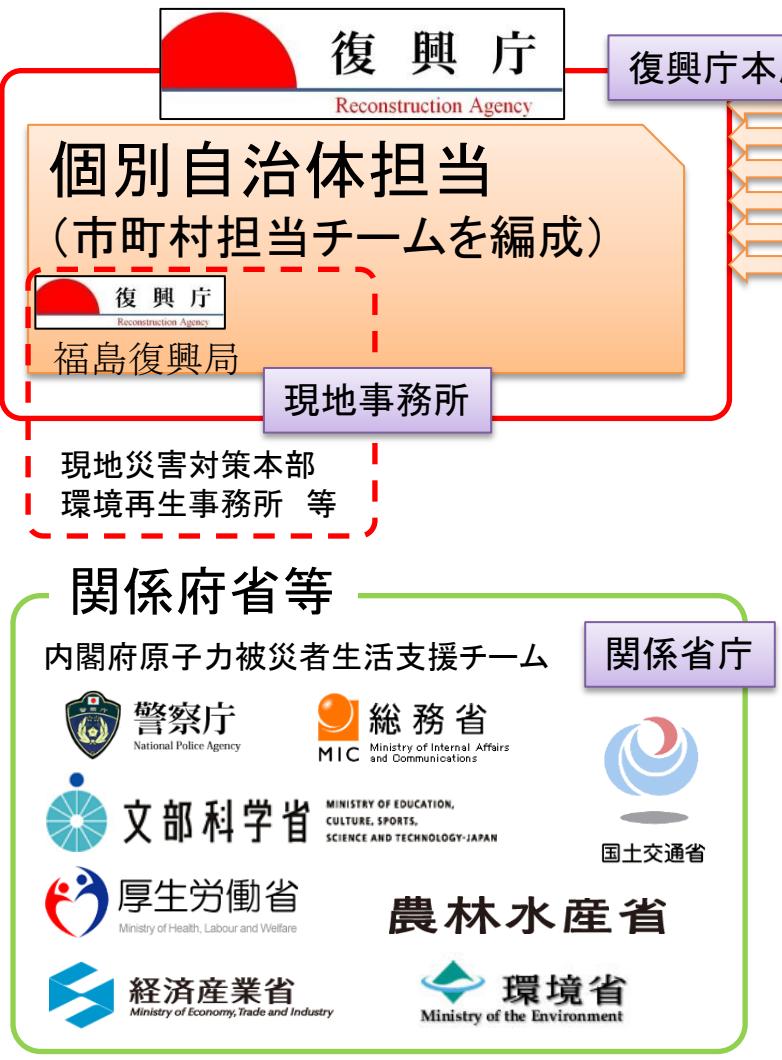
- ① 工程表は、今後、区域見直しや事業の具体化を踏まえ、対象事業や対象区域の拡充を行い、節目節目で見直しを実施。
- ② 作成した工程表は、関係各省、復興庁、福島県及び該当市町村において、ホームページ等で公表。

■工程表のイメージ



復興庁内自治体担当体制を強化するとともに、関係省庁、現地事務所との連携チームを編成し、県と共に個別の市町村の復興計画の具体化・充実を支援

連携チーム



自治体ごとに異なる実態に即した復興支援



避難元自治体

田村市、南相馬市、
川俣町、広野町、
楢葉町、富岡町、
川内村、大熊町、
双葉町、浪江町、
葛尾村、飯舘村

避難先自治体

福島市、会津若松市、
郡山市、いわき市 等

＜主な取組み＞

- ①連携チームと県の市町村担当者が、各市町村に出向いて現場の状況把握及び協議を進め、復興計画の具体化・充実を手助け。
- ②具体的には、市町村が策定した復興ビジョン、復興計画等をベースとして、「グランドデザイン」(12市町村共通)も踏まえつつ、市町村ごとの条件に沿った事業の具体化を検討。
- ③協働体制の中で精査された事業については、「避難解除等区域復興再生計画」、「インフラ復旧工程表」や各省庁の事業に反映。

(平成24年9月4日復興庁公表)

[グランドデザインの位置づけ]

- 福島県・関係市町村からの要請を踏まえ、概ね10年後に向けた避難地域の復興に対する国の取組姿勢を示すもの。
- グランドデザインの中で示す復興の姿などは、今後、自治体との対話や議論を深めるための素案として示すもの。

福島復興再生特別措置法
福島県全域を対象

福島復興再生基本方針
【閣議決定】

産業復興
再生計画
県全域を対象
【県が作成】
重点推進
計画

避難解除等
区域復興再
生計画
解除された
区域を主に
対象

基本的な
考え方を
反映

グランドデザイン

原子力発電所の
事故による
避難地域を対象

施策の
展開を
加速

[グランドデザインの概要]

I 国の基本姿勢

- 国は、原子力政策を推進してきた社会的責任を踏まえ、被災者の方々に十分寄り添った取組を責任を持って加速する。
- 国は、被災者が一日も早く将来の生活設計が描けるよう、①生活環境の回復、②居住環境及び就労の確保、③地域の経済とコミュニティの再生に取り組む。
- 国は、被災者の方々が誇りと自信を持てるふるさとを取り戻し、安全に安心して生活が再建できるよう、最後まで前面に立って取組を実行する。

II 目指すべき復興の姿

震災以前の双葉郡の状況

- 地域の人口は、震災以前においても減少傾向（2020年は2010年比▲8.9%）。内陸部では高齢化も進展。
- 電力関連産業に大きく依存した経済構造（就業者約3.5万人中、約1万人が東電・その他関連産業等。域内総生産の6割超を占める）。
- 放射線量の高い4町（大熊、双葉、浪江、富岡）が、双葉郡の人口の76%、総生産の67%を占める。

目指すべき復興の姿

短期的な姿（2年後）

- 避難指示解除区域を復興の前線拠点とし、解除が見込まれる区域の復旧に繋ぐ。
- 避難指示解除準備区域等の環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復を早期に構築。
- 住民が生活の再建に取り組める環境を構築。

中期的な姿（5年後）

- 避難指示解除区域が拡大し、隣接地域と一緒に地域全体の復興を加速化。
- 産業振興・営農支援等を全面的に進め、生活圏とコミュニティを形成。

長期的な姿（10年後以降）

- 将来も健康で安心して定住できる魅力ある地域を形成し、地域や人のつながりを大切にした地域社会の形成を目指す。
- 新たな産業、研究・教育機能の集積を図り、原発事故で失われた雇用規模の回復に取り組む。

III 実施すべき取組

上記「復興の姿」を実現するため、国は、①生活環境の再生と社会資本の再構築、②地域を支える産業の再生と雇用の創出、③避難の状況に応じた生活の再建、④放射線対策の強化、のための取組の指針を示し、具体的な取組を一体的に進める。

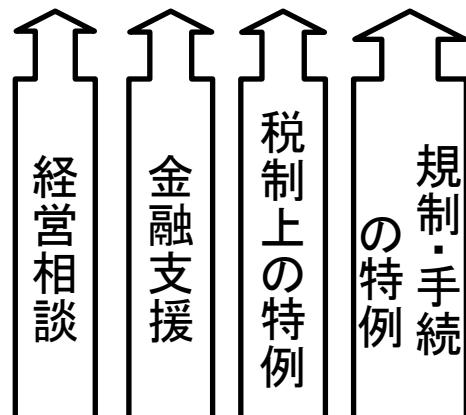
2-23 産業復興・雇用対策等（産業振興プラン）

(平成24年9月4日復興庁公表)

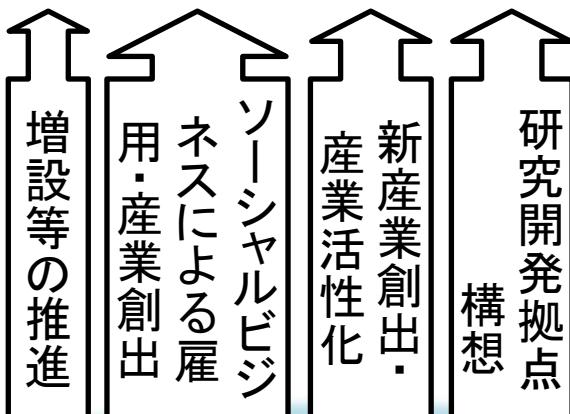
避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)に即して、産業振興・雇用促進を強力に進めるための当面のプラン

具体的な対策

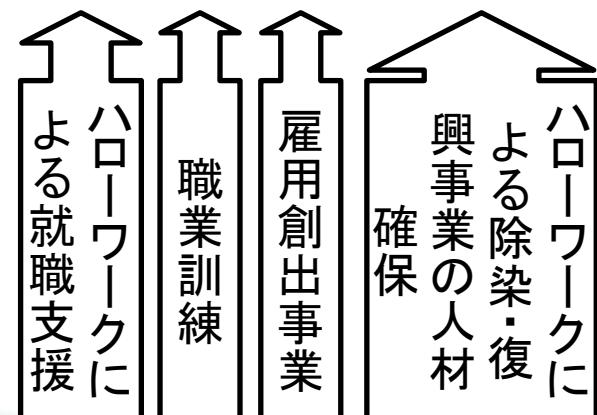
企業の帰還に向けた取組



新規投資の促進等



雇用拡大・就労支援



個別企業のニーズ等に対応、施策の活用促進に向け、きめ細かいフォローアップ体制を構築

住民

企業

地元経済団体

地元自治体

緊密な連携・協力体制の構築

国(復興庁、厚生労働省、経済産業省ほか)

(平成24年9月4日復興庁公表)

避難地域における農林水産業の再生のための道筋として、帰還の取組を進める際の基本的な考え方、具体的な取組、事業支援メニュー等を提示するもの

営農の再開に向けた取組

○農用地等の除染

- ・国及び市町村が策定する除染実施計画に従って実施。

○農地・農業用施設等の復旧

- ・基幹的水利施設の災害復旧事業を迅速に進めるとともに、県・市町村による農業用施設及び農地の災害復旧事業が進むよう支援。

○農業生産基盤整備の推進

- ・農業の復興及び再生のための生産基盤整備を推進。
- ・農道や集落道についても一体的に整備。

○農業に係る環境モニタリング等

- ・農地土壤、農業用水等のモニタリングの継続的な実施、情報発信により国民の理解を得る。

○地域の農業再生に向けた計画づくり

- ・避難指示解除後の農業の再生に向けて、市町村、JA、生産者等の関係者により、地域の今後の農業のあり方について検討。

○営農再開に向けた条件整備

- ・営農再開に向けた地域の取組推進
- ・農業系廃棄物の処分
- ・生産者等による施設、機械等の補修・整備
- ・試験栽培の実施
- ・施設、機械等の整備等に対する支援

○食品の検査の実施と情報の提供

○風評被害対策

林業・木材産業再生に向けた取組の推進

- ・現地の状況を勘案し、県や市町村等による路網整備、森林所有者による森林整備を推進。

- ・木質バイオマス発電施設等の整備に対する支援を実施。

漁業の再開に向けた検討

- ・放射性物質の値が低い一部の魚種から、水産物の安全・安心を確保しつつ漁業再開が可能か検討。

区域外での事業再開等

- ・被災地から他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、受入情報の提供等営農の再開に向けた支援を実施。

本年1月1日に全面施行した放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針にのっとり、環境省を中心に除染を推進。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施。除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分する。

除染特別地域(直轄地域)

- 国が直接除染を行う地域。警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村(※)を指定。
- 各市町村の意向を踏まえつつ、それぞれの特別地域内除染実施計画を策定し、それに沿って取り組む。

※楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域。田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

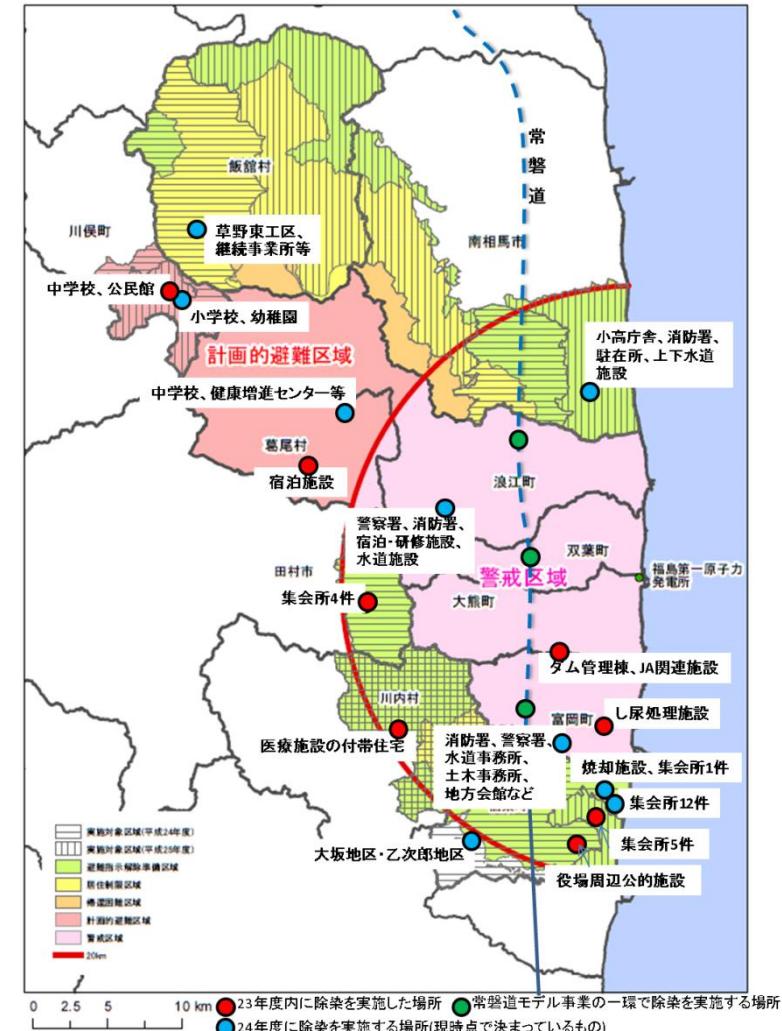
市町村が除染を行う地域(非直轄地域)

- 市町村が中心となって除染を行う地域。毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む8県(※)104市町村を汚染状況重点調査地域として指定。
- 各市町村が調査測定を行い、その結果などを踏まえて除染実施計画を策定し、それに沿って除染を推進。
- 国は、財政的措置や技術的措置を講ずる。

※岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

- 関係自治体と協議・調整を行い、まずは除染実施計画を策定。
- その後、仮置場の確保状況や同意取得状況等を踏まえつつ、順次、除染事業を発注。

	先行除染 (拠点施設等)	事前準備 (権利者の特定等)	除染計画の策定	除染作業	仮置場の地元調整 ・工事
田村市	○	○	○(4/13)	○(7/25~)	○(確保済み)
楓葉町	○	○	○(4/13)	○(9/6~)	○(確保済み)
川内村	○	○	○(4/13)	○(9/4~)	○(確保済み)
飯館村	○	○	○(5/24)	○(9/25~)	○(一部確保済み)
川俣町	○	○	○(8/10)	準備中	○(確保済み)
葛尾村	○	○	○(9/28)		○(確保済み)
南相馬市	○	○	○(4/18)		地元調整中
浪江町	○	○	地元調整中		地元調整中
大熊町	○	○	地元調整中		地元調整中
富岡町	○	○	地元調整中		地元調整中
双葉町					



2-24 (参考) 非直轄地域の除染の進捗状況

87市町村において、放射線物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画の協議を終了
(除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村を併せると95市町村)

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		協議済市町村	計画案協議中市町村	調整中
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町 (3市町村)		
宮城県	9	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町、亘理町 (8市町村)		石巻市
福島県	41	福島市※、須賀川市※、相馬市※、二本松市※、伊達市※、桑折町※、国見町※、大玉村※、鏡石町※、天栄村、会津坂下町、湯川村※、会津美里町、西郷村※、泉崎村※、中島村※、矢吹町※、棚倉町※、鮫川村※、玉川村※、平田村※、浅川町※、古殿町※、小野町※、広野町※、新地町※、田村市※、川俣町※、川内村※ (29市町村)	郡山市※、いわき市※、白河市※、本宮市※、石川町※、三春町※、南相馬市※ (7市町村)	三島町、昭和村、矢祭町、塙町、柳津町
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町 (19市町村)		鉢田市
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町 (8市町村)		
群馬県	12	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村 (9市町村)	安中市	片品村、みなかみ町
埼玉県	2	三郷市、吉川市 (2市町村)		
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市 (9市町村)		
計	104	87	8	9

3 復興関連諸制度

3-1 復興庁の体制

復興庁

※職員約330名
(その他非常駐の併任者が約320名)

(10月4日時点)

内閣総理大臣：野田 佳彦

復興大臣：平野 達男

副大臣：黄川田 徹

(岩手復興局、地震・津波災害からの復興を中心とした事項担当)

副大臣：今野 東

(原子力災害からの復興・再生等担当)

副大臣：前川 清成

(事業者再生支援機構担当)

大臣政務官：郡 和子

(宮城復興局、地震・津波災害からの復興を中心とした事項担当)

大臣政務官：金子 恵美

(福島復興局、原子力災害からの復興・再生担当)

大臣政務官：橋本 清仁

(地震・津波災害からの復興を中心とした事項担当)

大臣政務官：加賀谷 健

(事業者再生支援機構担当)

東京本庁 ※職員約200名

岩手復興局

(盛岡市)

※職員約30名強

宮古支所

釜石支所

宮城復興局

(仙台市)

※職員約50名弱

気仙沼支所

石巻支所

福島復興局

(福島市)

※職員約40名弱

南相馬支所

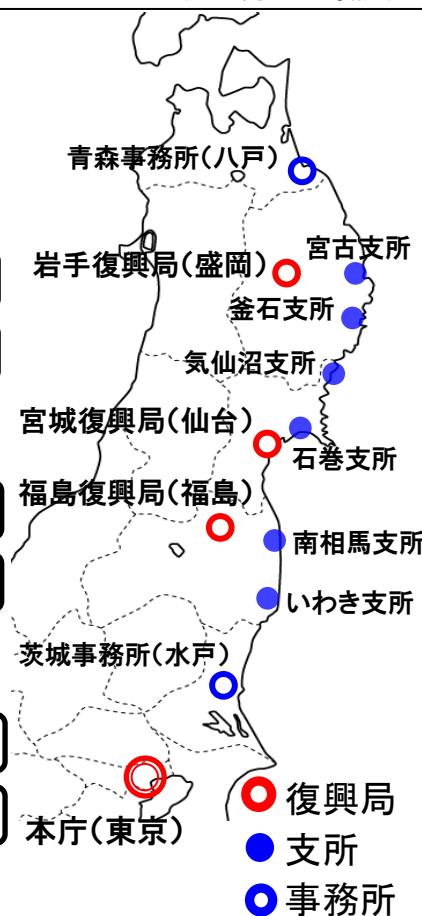
いわき支所

青森事務所

茨城事務所

復興推進会議(閣僚級会合)

復興推進委員会(有識者会合) 委員長：五百旗頭真



3-1 (参考) 復興推進委員会

○委員

委員長：

五百旗頭 真 公立大学法人熊本県立大学理事長、
公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長

委員長代理：

御厨 貴 東京大学客員教授

委員：

飯尾 潤 政策研究大学院大学教授
牛尾 陽子 公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大井 誠治 岩手県漁業協同組合連合会代表理事長
清原 桂子 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構
副理事長

佐藤 雄平 福島県知事

重川 希志依 富士常葉大学大学院環境防災研究科教授

達増 拓也 岩手県知事

星 光一郎 福島県社会福祉施設経営者協議会長

堀田 力 弁護士、公益財団法人さわやか福祉財団理事長

村井 嘉浩 宮城県知事

横山 英子 仙台経済同友会幹事、
(株)横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役社長

吉田 文和 共同通信社編集局長
(五十音順、敬称略)

○審議の経緯

第1回(平成24年3月19日)

- ・今後の進め方について
- ・復興の課題について

第2回(平成24年6月5日)

- ・現地調査報告
- ・自由討議

第3回(平成24年8月1日)

- ・中間報告に向けた討議

第4回(平成24年9月14日)

- ・中間報告(案)について
- ・今後の進め方について

平成24年度中間報告(平成24年9月)

第5回(平成24年11月9日)

- ・3県からの復興状況の報告
- ・関係省庁からの復興の取組状況の報告

○現地調査

前期(福島県(4月27日)、宮城県(5月15日)、岩手県(5月16日))

後期(宮城県(10月27,28日)、福島県(11月13~15日))

- 復興の現状と取組を踏まえ、年次報告に向けて課題を整理(平成24年9月公表)。
- 今後、次の6つの課題を中心に、現地調査やヒアリング等を通じて議論を深める。

年次報告に向けた課題整理

- (1) 地域づくり・住宅再建の早期実現(丁寧な合意形成とスピードアップの両立)
 - ・被災市町村への人的支援、連携チームの編成、都市再生機構の活用、一括発注等
 - ・合意が整った地区の工事を先行させる段階的な整備
 - ・復興特区、発注方式、サポート方策の更なる検討、住宅復興に係る工程表の可視化
 - ・中心市街地対策(公営住宅と商業施設・津波避難ビルの連携した整備等)の推進
- (2) 生活復興から発展する地域包括ケア
 - ・長期化する避難生活への支援(コミュニティの維持・再構築、健康)
 - ・地域包括ケアの検討(将来の少子高齢化社会のモデルを被災地で先駆的に)
- (3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援
 - ・産業振興・集積、研究開発と再生可能エネルギー等の新産業創出
 - ・一次産業の経営革新、観光業の推進(被災地における文化振興を兼ねた観光の促進)
- (4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興
 - ・政府の総合力が一層発揮される体制
 - ・リスクコミュニケーションを通じた放射線に対する不安の解消
- (5) 自治体、支援者等における事例共有と被災者による情報共有を通じた協働
 - ・復興に係る取組事例の共有
- (6) 災害の記録と伝承
 - ・アーカイブの概念の明確化と構築の推進

3-3 復興関係予算

(単位:億円)

23年度1次補正予算	23年度2次補正予算	23年度3次補正予算	24年度予算
(1)災害救助等関係経費 4,829	1. 原子力損害賠償法等関係経費 2,754	(1)災害救助等関係経費 941	(1)災害救助等関係経費 762
(2)災害廃棄物処理事業費 3,519	(1)原子力損害賠償法関係経費 2,474	(2)災害廃棄物処理事業費 3,860	(2)災害廃棄物処理事業費 3,442
(3)災害対応公共事業関係費 12,019	(2)原子力損害賠償支援機構法関係経費 280	(3)公共事業等の追加 14,734	(3)公共事業等の追加 5,091
(4)施設費災害復旧費等 4,160	2. 被災者支援関係経費 3,774	(4)災害関連融資関係経費 6,716	(4)災害関連融資関係経費 1,210
(5)災害関連融資関係経費 6,407	(1)二重債務問題対策関係経費 774	(5)地方交付税交付金 16,635	(5)地方交付税交付金 5,490
(6)地方交付税交付金 1,200	(2)被災者生活再建支援金補助金 3,000	(6)東日本大震災復興交付金 15,612	(6)東日本大震災復興交付金 2,868
(7)その他の関係経費 8,018	3. 東日本大震災復興対策本部運営経費 5	(7)原子力災害復興関係経費 3,558	(7)原子力災害復興関係経費 4,811
※1	4. 東日本大震災復旧・復興予備費 8,000	(8)全国防災対策費 5,752	(8)全国防災対策費 4,827
	5. 地方交付税交付金 4,573	(9)その他の関係経費 24,631	(9)その他の関係経費 3,999
			(10)東日本大震災復興予備費 4,000
			(11)国債整理基金特会への繰入 1,253
計40,153	計19,106	※2 計92,438	※4 計37,754

※1 財務省公表資料(一次補正歳出額)に記載されている既定経費の減額(37,102億円)については計に含めず。

※2 財務省公表資料(三次補正歳出額)に記載されている年金臨時財源の補てんやB型肝炎関係経費等は計に含めず。

※3 平成23年度4次補正予算(2兆5,345億円)及び平成24年度予算の一般会計予算予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借り入れ又は社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定。

※4 このうち、復興庁設置法に基づき、復興庁において20,433億円を一括して計上。

※5 4つの「計」の単純な合計:約18.9兆円

(注)「5年間で少なくとも19兆円」の復興事業規模との関係:

23年度1次～3次補正:14兆円台半ば(除染費用など東京電力への求償が想定される経費等除き)+24年度当初:3.4兆円(予備費除き)-24年度当初
除染:0.5兆円+その他地方が実施する緊急防災・減災事業(地方単独事業を含む):0.6兆円=18兆円程度

3-3 (参考)復興特別会計と復興庁所管予算等との関係

(金額は平成24年度予算)

復興特別会計予算

(3兆7,754億円)

復興庁所管予算

(2兆0,433億円)

<具体例> (1兆7,321億円)

- 全国防災※
- 地方交付税交付金
- 復興予備費
- 警察等災害の対処能力向上 等

<具体例> 復興一括交付金 2,868億円、復興調整費 50億円 等

復興関係事業費の一括計上予算

(1兆7,429億円)

<具体例>

- 被災地における公共事業等 4,881億円
- 原子力災害復興関係 4,569億円
- 災害廃棄物処理事業 3,442億円 等

*全国防災とは、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」(「東日本の復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定))を指す。

3-4 復興特区制度①

(1) 復興特区制度の概要

- 地方公共団体が作成する復興特区に係る計画に基づき、規制・手続の特例、税・財政・金融上の特例、土地利用再編の特例を活用。
- 地域の提案に基づき「国と地方の協議会」の協議等を経て、新たな特例等を追加・拡充。

特例措置

規制・手続等の特例

- ・公営住宅の入居基準の緩和
- ・農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー施設等の整備の開発許可特例 等

税制上の特例

- ・特別償却・税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除
- ・新規立地新設企業を5年間無税 等

財政・金融上の特例

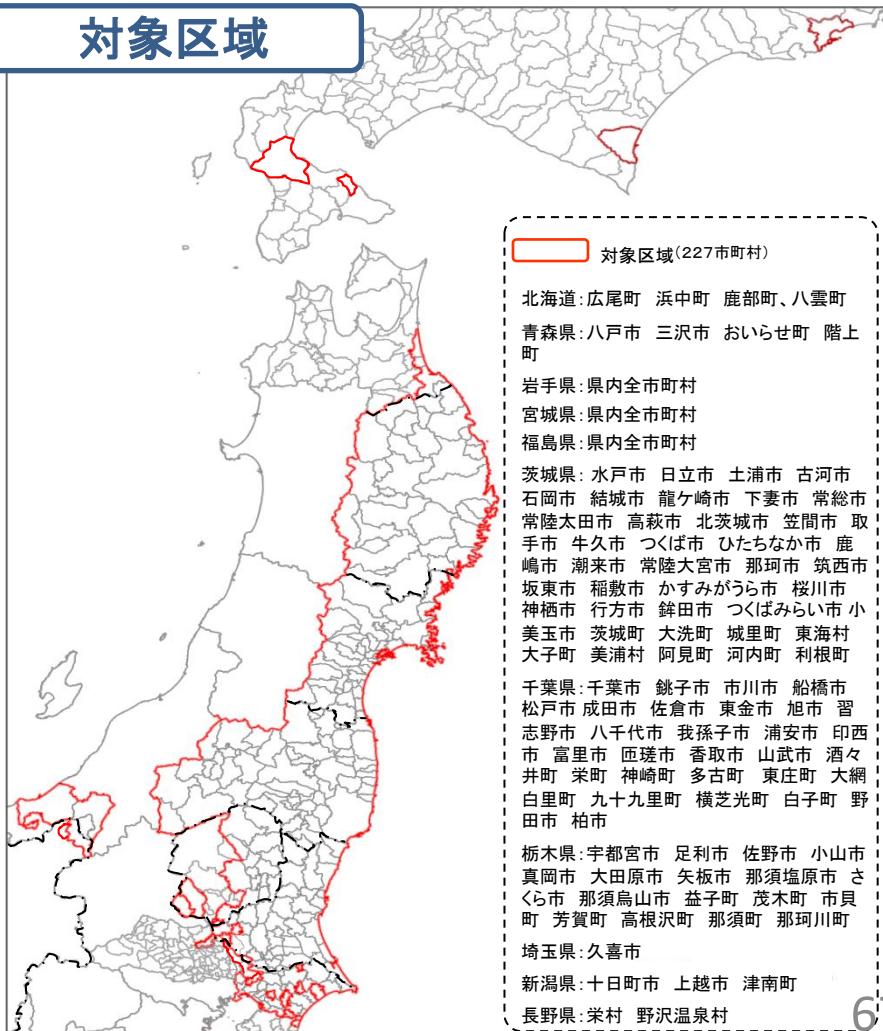
- ・復興交付金
- ・利子補給金

土地利用再編の特例

- ・既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて迅速な土地利用再編を行う特別措置
- ・津波避難建物の容積率緩和 等

国と地方の協議会を通じて特例措置を追加・充実

対象区域



3-4 復興特区制度②

- 規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画の申請、認定が進んでいるところ。
- 土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、策定、公表が進んでいるところ。

① 復興推進計画

これまでに、以下のとおり、26件の復興推進計画について認定を行ったところ。(次頁参照)

(1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県について、製造業、サービス業等を対象とした税制上の特例(機械装置の即時償却、新規立地企業の5年間無税等)を含む計7計画を認定。

(2) 岩手県、宮城県、福島県の3県について、医療技術者の資格、医師の配置基準、特別老人ホーム等の施設や薬局に係る設備・運営基準に関する規制の特例を含む計6計画を認定。

(3) この他、個別の市が作成した金融上の特例(利子補給金)を含む計画や農業振興のための税制上の特例や規制の特例を含む計13計画を認定。

② 復興整備計画(既存の土地利用計画の枠組みを超えて、手続きのワンストップ処理等の特例措置を創設)

岩手県の9市町村、宮城県の12市町、福島県の4市町において復興整備協議会が組織され復興整備計画が公表された。この協議会には、復興局長が構成員となり、復興局は市町村、県、各省の調整が円滑に行われるよう支援。

3-4 (参考) 復興特区制度③

(参考)復興推進計画の認定状況 ※赤:税制上の特例等、青:規制の特例、緑:個別の市が作成した計画

(平成24年11月6日現在)

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	3月2日	青森県・4市町	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	グリーンイノベーション関連産業、食品関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	6月26日	三沢市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	冷凍食品製造工場の整備が促進される。
	10月12日	八戸市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	冷凍・冷蔵施設の整備が促進される。
岩手	2月9日	岩手県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・薬局等構造設備規則の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。
	3月30日 (8月28日 変更認定)	岩手県	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	電子機械製造関連産業などの製造業や医薬品関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	8月3日	釜石市	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	工業専用地域において、商業施設の整備が促進される。
宮城	2月9日 (5月25日 変更認定)	宮城県・34市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	ものづくり産業(自動車関連産業、高度電子機械産業等)について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3月2日	仙台市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3月23日	塩竈市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・金融上の特例(利子補給金の支給)	観光関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進されるとともに、観光関連産業及び水産加工業の中核施設整備が促進される
	3月23日	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・指定会社に対する出資に係る税制上の特例(国税)	商業、福祉・介護業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。まちづくり会社の財務基盤が強化され、同社のまちづくり支援活動が活性化される。
	3月23日	石巻市	・農地法の特例(農地転用許可基準の緩和)	乾燥調製貯蔵施設の迅速な整備が実現する。
	4月10日	宮城県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。 事業者に設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
	6月12日	宮城県・17市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	情報サービス関連産業(ソフトウェア業、コールセンター、データセンター等)について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。

3-4 (参考) 復興特区制度④

(参考)復興推進計画の認定状況② ※赤:税制上の特例等、青:規制の特例、緑:個別の市が作成した計画

(平成24年11月6日現在)

認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
宮城	7月27日 (9月28日 変更認定) 石巻市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	商業及び観光関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	9月28日 七ヶ浜町	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	町内中心部の高台地区(第一種中高層住居専用地域)において、第二種中高層住居専用地域と同様の一定規模の事務所の建築が可能となる。
	9月28日 宮城県・11市町	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	11月6日 女川町	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	海岸近くの一部区域において、漁業関連施設や水産加工施設等の建設を可能とする。
福島	3月16日 福島県	・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	事業者に設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
	4月20日 福島県・59市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連産業等について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	4月20日 会津若松市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	製造業の中核施設整備が促進される。
	4月20日 福島県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所の整備が促進される。
	7月27日 南相馬市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	8月3日 福島県・59市町村	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
茨城	3月9日 (9月28日 変更認定) 茨城県・13市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	自動車関連産業、基礎素材産業、電気・機械関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	10月30日 茨城県・40市町村	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
栃木	11月6日 高根沢町	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設校舎の存続期間を延長することが可能となり、地域児童の学習機会を適正に確保する。

3-4 (参考) 復興特区制度⑤

(参考)復興整備計画(土地利用再編の特例)

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

事業に必要な許可の特例・手続のワンストップ処理

現状と課題

- ①事業実施のために必要な許可が得られない（市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等）

- ②事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）

計画に基づく事業の実施

- ◆市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可

- ◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要となる複数の許可手続をワンストップで処理
- ◆都市計画や農用地利用計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理

現状と課題

新しいタイプの事業制度の創設

- ③住宅地と農地が混在するなど、被災地の実態に即した事業手法が必要

計画に基づく事業の実施

- ◆住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業
- ◆市街化調整区域内でも土地区画整理事業を実施可能に
- ◆防災集団移転促進事業について、住宅用地のみならず、医療施設等についても国費負担対象に

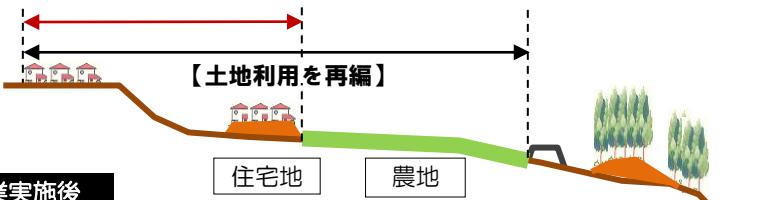
土地利用再編のイメージ



被災前

住宅地と農地が混在

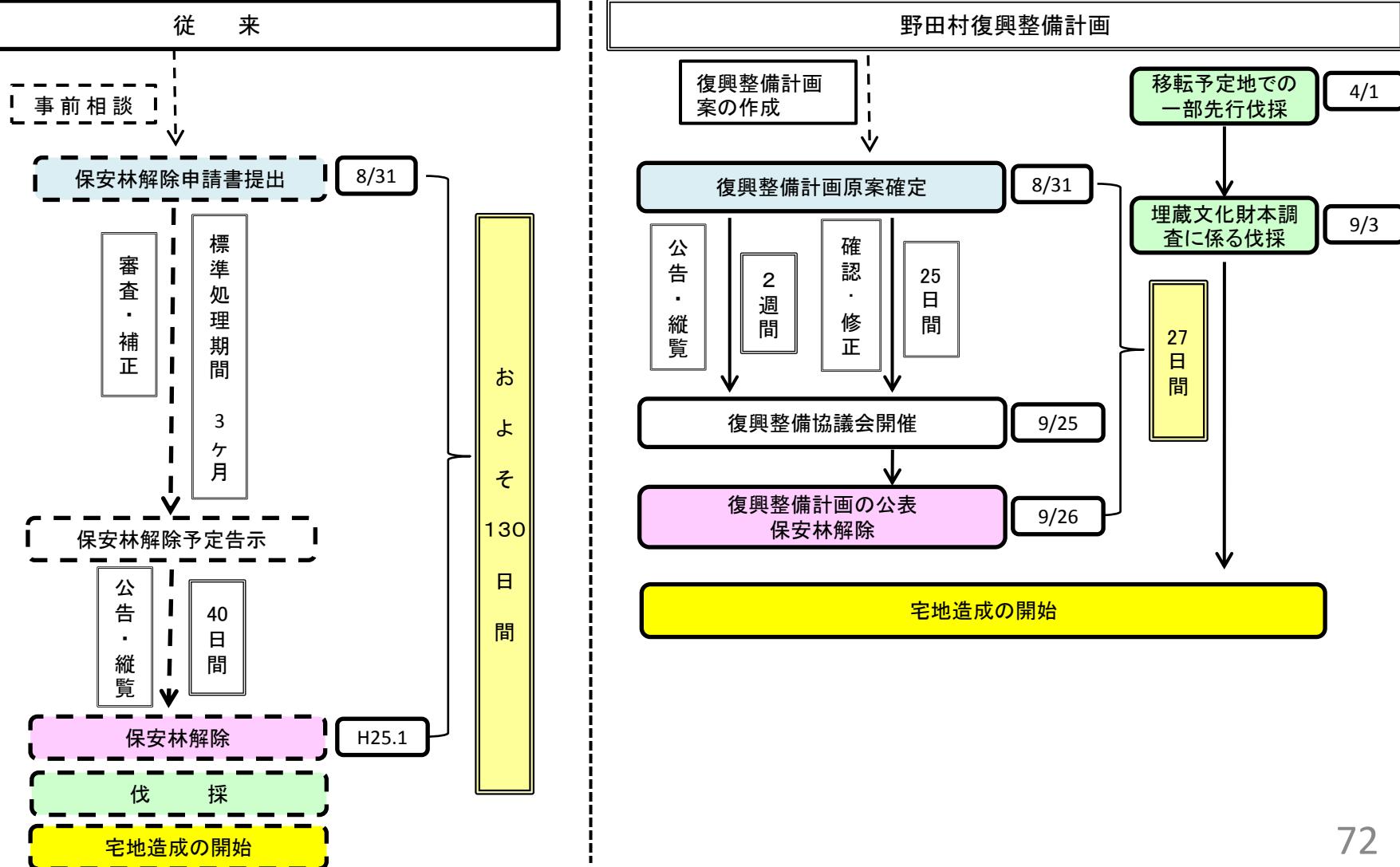
【安全なエリアに住宅を集約】



事業実施後

3-4 (参考) 復興特区制度⑥

- 復興整備計画の作成により、保安林解除の手続に要する期間を従来の約1／4(約130日間→27日間)に短縮。
- 先行的な伐採も進めることにより、埋蔵文化財調査や事業着手を大幅に前倒し。



3-4 (参考) 復興特区制度⑦

(参考)復興整備計画の公表状況①

(平成24年11月2日現在)

地域	地区名等	事業	公表日	
宮古市	崎山地区	・集団移転促進事業	9月26日	
	追切・浦野沢地区	・漁業集落防災機能強化事業	9月26日	
大船渡市	門之浜地区、小細浦地区、田浜地区、崎浜地区	・集団移転促進事業	3月30日	
	泊地区	・集団移転促進事業	10月30日	
久慈市	久慈湊・大崎地区	・都市施設の整備に関する事業(道路整備事業) ・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業 ・避難路整備事業 ・津波避難施設整備事業	8月1日	
	長内町元木沢地区、宇部町久喜地区	・都市施設の整備に関する事業(道路整備事業) ・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業 ・津波避難施設整備事業	8月1日 10月30日 (長内町元木沢地区的漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅事業の農地転用許可なし)	
	長内町玉の脇地区	・都市施設の整備に関する事業(道路整備事業) ・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業	8月1日	
	長部地区	・集団移転促進事業	3月30日 8月1日 (農地転用許可なし) 9月26日 (土地利用基本計画の森林地域の変更なし及び地域森林計画区域の変更なし)	
岩手	陸前高田市	今泉地区	・土地区画整理事業	3月30日 8月1日 (農地転用許可なし) 9月26日 (土地利用基本計画の森林地域の変更なし及び地域森林計画区域の変更なし)
	高田地区、高田東地区、高田西地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業(津波復興拠点事業)	3月30日 8月1日 (高田地区的農地転用許可なし、高田西地区的土地利用基本計画の森林地域の変更なし及び地域森林計画区域の変更なし) 9月26日 (高田地区的土地利用基本計画の森林地域の変更なし及び地域森林計画区域の変更なし)	
	釜石市	荒川地区	・土地改良事業 ・集団移転促進事業	8月2日 9月26日 (農地転用許可なし)
	鵜住居地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業(津波復興拠点事業、地域屋外スポーツセンター整備事業、道路事業)	8月2日	

3-4 (参考) 復興特区制度⑧

(参考)復興整備計画の公表状況②

(平成24年11月2日現在)

地域	地区名	事業	公表日
釜石市	東部地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業(都市公園事業)	8月2日
	嬉石松原地区、平田地区	・土地区画整理事業	8月2日
	尾崎白浜地区、根浜地区、箱崎地区、本郷地区	・集団移転促進事業	8月2日
			9月26日 (箱崎地区の農地転用許可みなし)
			10月30日 (尾崎白浜地区の農地転用許可みなし)
	片岸地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業(都市公園事業) ・産業用地整備事業	8月2日
	桑ノ浜地区、花露辺地区、室浜地区	・集団移転促進事業 ・漁業集落防災機能強化事業	8月2日
			9月26日 (室浜地区の農地転用許可みなし)
	小白浜地区	・集団移転促進事業 ・都市施設の整備に関する事業(新校舎(体育館)建設事業、公民館施設整備事業、防災拠点機能整備事業)	8月2日
			10月30日 (集団移転促進事業の農地転用許可みなし)
岩手	箱崎白浜地区、両石地区	・集団移転促進事業 ・都市施設の整備に関する事業(道路事業)	8月2日
			9月26日 (箱崎白浜地区的集団移転促進事業の農地転用許可みなし)
	水海地区	・都市施設の整備に関する事業(都市公園事業)	8月2日
	嬉石漁港地区、大石漁港地区、片岸漁港地区、仮宿漁港地区、桑ノ浜漁港地区、佐須漁港地区、白浜(釜石)漁港地区、平田漁港地区、室浜漁港地区	・漁港施設機能強化事業	8月2日
			8月2日
山田町	大石地区、仮宿地区、佐須地区、新浜町地区	・漁業集落防災機能強化事業	8月2日
	織笠地区	・集団移転促進事業	3月30日
岩泉町	小本駅前地区	・都市防災総合推進事業	9月26日
	小本・中野・小本駅西地区	・漁業集落防災機能強化事業	9月26日
田野畑村	明戸地区	・サケふ化場整備事業	8月1日
	羅賀地区(1)	・漁業集落防災機能強化事業	8月1日
	羅賀地区(2)、島越地区	・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業	9月26日
野田村	城内地区	・土地区画整理事業	3月30日
	城内・米田・南浜地区	・集団移転促進事業	3月30日
			9月26日 (土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし)
	城内・泉田・米田・南浜地区	・都市施設の整備に関する事業(都市公園事業)	3月30日
	主要地方道野田山形線	・都市施設の整備に関する事業(まちづくり連携道路整備事業)	9月26日

3-4 (参考) 復興特区制度⑨

(参考)復興整備計画の公表状況③

(平成24年11月2日現在)

地域	地区名	事業	公表日
仙台市	田子西地区、田子西隣接地区、南福室地区、上岡田地区、七郷地区、六郷地区、石場地区、荒井公共区画整理地区、荒井東地区、荒井南地区、荒井西地区、荒井駅北地区、仙台港背後地地区、雑子袋地区	・集団移転促進事業	7月9日
宮城	新蛇田地区	・土地区画整理事業	3月30日
	鹿立浜地区、小室地区	・集団移転促進事業	3月30日 7月9日 (小室地区的農地転用許可みなし)
石巻市	桃浦地区、竹浜地区、小網倉浜・清水田浜地区、給分浜地区、十八成浜地区、鮫浦地区、前網浜地区、名振地区、船越地区、熊沢・大須地区、小指地区	・集団移転促進事業	4月27日 7月9日 (桃浦地区、給分浜地区、十八成浜地区、鮫浦地区、名振地区、小指地区的農地転用許可みなし)
	佐須地区、小竹浜地区、折浜・蛤浜地区、牧浜地区、福貴浦地区、大原浜地区、小渕浜地区、清崎地区、東地区、谷川浜・祝浜地区、立浜地区、小島地区、明神地区、雄勝地区、唐桑地区、水浜地区、分浜地区、相川地区、月浜・吉浜地区、にっこり団地地区	・集団移転促進事業	11月2日
気仙沼市	荻浜地区、寄磯浜地区、大浜地区、波板地区、白浜・長塩谷地区、釜谷崎地区	・集団移転促進事業	7月9日
	新渡波地区	・土地区画整理事業	8月7日
	泊浜地区	・集団移転促進事業 ・太陽光発電事業	8月7日
	月浦地区、大谷川浜地区、羽坂・桑浜地区、小泊・大室地区	・集団移転促進事業	8月27日
塙竈市	桂島地区、寒風沢地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅事業	11月2日
名取市	大沢地区、舞根2地区、階上長磯浜地区、登米沢地区、小泉町地区	・集団移転促進事業	5月25日
	只越地区、小鰐地区、舞根1地区、梶ヶ浦地区、小々汐地区、大浦地区、浪板二区地区、波路上内田地区、波路上杉の下地区	・集団移転促進事業	7月9日
	鹿折地区、南気仙沼地区	・土地区画整理事業	9月18日
	赤岩小田地区、赤岩石兜地区、松崎前浜地区、松崎浦田地区、最知川原地区、大谷向山地区、本吉津谷地区、小泉東地区、小泉浜地区	・集団移転促進事業	9月18日
	片浜鹿折線、鹿折駅浜線、魚市場中谷地線、本町宮口下線	・都市施設の整備に関する事業(都市計画道路事業)	9月18日
	閑上地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業(都市計画道路事業)	3月30日
	下増田地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	9月18日

3-4 (参考) 復興特区制度⑩

(参考)復興整備計画の公表状況④

(平成24年11月2日現在)

地域	地区名	事業	公表日
宮城	岩沼市	・災害公営住宅整備事業 ・集団移転促進事業	3月30日
			5月30日 (玉浦西地区の市街化調整区域の開発行為許可なし)
	相野釜西地区	・太陽光発電事業	11月2日
	東松島市	・土地区画整理事業	5月30日
			8月7日 (都市計画道路の変更の都市計画決定なし)
		・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	9月18日 (土地利用基本計画の変更なし、保安林解除みなし及び地域森林計画区域の変更なし)
			8月7日
			9月18日 (土地利用基本計画の変更なし、保安林解除みなし及び地域森林計画区域の変更なし)
	東矢本駅北地区	・土地区画整理事業 ・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	8月7日
	牛綱地区	・集団移転促進事業	8月7日
	矢本西地区、月浜地区、大浜地区、室浜地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	8月7日
亘理町	荒浜中野地区、亘理江下地区、吉田舟入北地区、吉田南河原地区、吉田大谷地地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	7月9日
	浜吉田地区	・いちご選果場整備事業	7月9日
	吉田上塚地区	・集団移転促進事業	7月9日
	亘理地区、吉田地区	・災害公営住宅整備事業	11月2日
	山下地区	・災害公営住宅整備事業	3月30日
七ヶ浜町	菖蒲田浜中田地区、花渕浜笹山地区	・集団移転促進事業	11月2日
	菖蒲田浜地区	・災害公営住宅整備事業	11月2日
	松ヶ浜西原・松ヶ浜地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業 ・地区避難所整備事業	11月2日
女川町	鷲神浜他	・土地区画整理事業	3月30日
	指ヶ浜地区、御前浜地区、尾浦地区、竹浦地区、桐ヶ崎地区、高白浜地区、横浦地区、大石原浜地区、野々浜地区、飯子浜地区、塙浜地区、出島地区、寺間地区	・集団移転促進事業	7月9日
	中心部地区	・土地区画整理事業	9月18日
	荒立西地区、荒立東地区、内山地区、小乗浜地区、大原西地区、宮ヶ崎地区、堀切山地区、清水地区	・集団移転促進事業	9月18日

3-4 (参考) 復興特区制度⑪



(参考)復興整備計画の公表状況⑤

(平成24年11月2日現在)

地域	地区名	事業	公表日
宮城 南三陸町	藤浜地区、寄木・葦の浜地区、馬場・中山地区	・集団移転促進事業	7月9日
	志津川東地区	・都市施設の整備に関する事業(津波復興拠点整備事業) ・災害公営住宅整備事業 ・集団移転促進事業	8月3日 9月18日
	境地区、長羽地区、田の浦地区、西田・細浦地区、荒砥地区、平磯地区、合羽沢地区、原地区	・集団移転促進事業	8月27日
	名足地区、入谷地区	・災害公営住宅整備事業	8月27日
	志津川地区	・土地区画整理事業	9月18日
	清水地区、志津川西地区、保呂毛・田尻畠地区	・集団移転促進事業	9月18日
	志津川中央地区	・集団移転促進事業 ・都市施設の整備に関する事業(津波復興拠点整備事業) ・災害公営住宅整備事業	9月18日
	一般国道45号、一般国道398号、一般県道志津川登米線	・都市施設の整備に関する事業(都市計画道路事業)	9月18日
	泊浜地区、中学校上地区、舟沢地区、袖浜地区、松崎地区、波伝谷地区、長清水・寺浜地区	・集団移転促進事業	11月2日
	伊里前地区	・災害公営住宅整備事業	11月2日
いわき市	末続地区、金ヶ沢地区	・集団移転促進事業	6月12日
	四倉地区、平沼ノ内地区、平薄磯地区、平豊間地区	・災害公営住宅整備事業	6月12日
	久之浜地区、薄磯地区、豊間地区、小浜地区、岩間地区	・市街地開発事業	8月3日
	錦町須賀地区	・集団移転促進事業	8月3日
相馬市	刈敷田地区、細田地区、磯部中西地区、鷲山地区、馬場野地区	・災害公営住宅整備事業 ・集団移転促進事業	6月12日 8月3日 (刈敷田地区、鷲山地区の変更)
	南ノ入地区、荒田地区	・集団移転促進事業	6月12日 8月3日 (荒田地区的変更)
	明神前地区、原釜地区	・災害公営住宅整備事業	6月12日
	南海老地区、北海老地区、南屋形地区、鹿島地区、寺内地区、上寺内地区、大内地区、鳥崎地区、北右田地区、金沢地区、北泉地区、小川町地区、上渋佐地区、萱浜地区、零地区、小浜地区、江井地区、小沢地区、上高平地区、大木戸地区、日の出町地区、塚原地区、小高地区、大井地区、岡田地区、福岡地区、角部内地区、蛇沢地区、浦尻地区	・集団移転促進事業	8月6日
	泉地区	・集団移転促進事業 ・植物工場整備事業及び太陽光発電施設等用地造成事業	8月6日
福島 南相馬市	西川原地区、西町地区	・災害公営住宅整備事業	8月6日
	富倉地区、雁小屋西地区	・集団移転促進事業	8月3日
	作田東地区、作田西地区、岡地区、雁小屋地区、大戸浜地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	9月25日 (作田東地区、作田西地区、雁小屋地区、大戸浜地区的土地利用計画の変更なし、地域森林計画の変更なし及び都市計画法第29条の開発許可なし)
新地町			

3-5 復興交付金②

(2) 第1回～第3回における交付可能額（第1回：3月2日、第2回：5月25日、第3回：8月24日）

① 県別の交付可能額(県別、単位は億円)

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
事業費	0.2	20.0	2,532.1	4,162.1	1,156.5	78.5	8.1	0.5	57.3	1.0	9.9	8,026.1
(うち第1回)	—	18.3	957.2	1,437.8	603.4	28.2	8.1	—	1.9	—	—	3,054.9
(うち第2回)	—	0.9	980.6	1,703.6	370.9	44.6	—	—	53.9	0.9	9.9	3,165.4
(うち第3回)	0.2	0.8	594.3	1,020.7	182.1	5.7	—	0.5	1.6	0.1	—	1,805.9
国費	0.2	17.0	2,082.0	3,384.8	948.9	63.4	6.1	0.4	44.6	0.9	8.4	6,556.7
(うち第1回)	—	15.7	797.6	1,162.3	505.1	21.9	6.1	—	1.4	—	—	2,510.2
(うち第2回)	—	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	—	—	42.0	0.8	8.4	2,611.9
(うち第3回)	0.2	0.6	485.8	804.3	137.7	4.3	—	0.4	1.2	0.1	—	1,434.6

(注)計数は県別に集計した市町村事業、県事業を合計したものである。計数は精査の結果、今後変動があり得る。また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

② 主な事業

- ・ 水産・漁港関連施設整備事業(31市町村、約861億円)
- ・ 防災集団移転促進事業(26市町村、約2,396億円)
- ・ 災害公営住宅整備事業(48市町村、約2,013億円)
- ・ 市街地液状化対策事業(11市、約21億円)
- ・ 造成宅地滑動崩落対策事業(18市町村、約361億円)

(注)計数は事業費。

3-5 (参考) 復興交付金③

(3) 効果促進事業等の一括配分について

復興交付金の使い勝手を抜本的に向上し、市町村の自由な事業実施による被災地の市街地の再生を加速するため、効果促進事業等の一定割合を一括配分する。

具体的には、

- 防災集団移転促進事業
- 都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
- 市街地再開発事業
- 津波復興拠点整備事業
- 渔業集落防災機能強化事業

の事業費の20%を一括配分し、例えば、以下のような事業については事前の計画提出・承認を要さず実施できることとし、市街地の再生に必要となる市町村の幅広いニーズに対応する。

(これまでに4県35市町村に事業費計約604.8億円(国費計約483.9億円)を一括配分)

(実施可能な事業の例)

- ・ 市街地整備のコーディネート費(調査費)や専門家派遣、合意形成支援(調査費)等の市街地整備の促進に必要な調査事業
- ・ 権利関係調整(調査費)、盛土環境整備(事業費)等の土地区画整理の促進に必要な事業
- ・ 生活・健康相談、巡回活動支援(調査費)、被災者向けコミュニティバス運行支援(事業費)等の被災者支援事業
- ・ 防災行政無線や防災備蓄倉庫整備(事業費)、防災訓練(調査費)等の防災関連事業
- ・ 地元企業経営再建指導事業(調査費)、観光資源PR事業(調査費)等の産業立地、観光資源開発事業

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

※ 総務省まとめ

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

(単位：億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1, 960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の各県の活用状況について

※ 総務省まとめ
(単位：百万円)

県名	基金名	基金規模	特別交付税措置額	復興基金活用額		復興基金活用累計額 (①+②)	うち市町村への交付金	備考
				平成23年度 (実績額) (①)	平成24年度 (当初予算) (②)			
青森県	青森県東日本大震災復興推進基金	8,000	8,000	4,000	1,266	5,266	(4,000)	
岩手県	東日本大震災津波復興基金	42,600	42,000	22,180	5,593	27,773	(21,000)	基金規模には、寄附金を含む
宮城県	東日本大震災復興基金	73,199	66,000	48,441	5,270	53,711	(33,000)	基金規模には、寄附金を含む
福島県	福島県原子力災害等復興基金	57,000	57,000	28,612	5,718	34,330	(28,500)	
茨城県	茨城県東日本大震災復興基金	14,000	14,000	7,354	2,402	9,756	(7,000)	
栃木県	栃木県東日本大震災復興推進基金	4,000	4,000	2,000	780	2,780	(2,000)	
千葉県	千葉県東日本大震災市町村復興基金	3,000	3,000	0	2,000	2,000	(2,000)	
新潟県	(財)新潟県中越震災復興基金	1,000	1,000	510	92	602	(500)	財団において特別会計を設置
長野県	長野県栄村復興基金	1,000	1,000	0	0	0		今後、栄村震災復興計画に基づき、所要額を栄村に交付予定
合計		203,799	196,000	113,097	23,121	136,218	(98,000)	

○復興基金からの市町村交付金の活用状況について

 ※ 総務省まとめ
 (単位：百万円)

県名	交付金事業名	市町村交付金額 (既交付額)	交付金活用額		〈参考〉 交付金活用 累計額 (①+②)	備考
			平成23年度 (実績額) ①	平成24年度 (当初予算) ②)		
青森県	青森県東日本大震災復興推進交付金	4,000	29	483	512	
岩手県	東日本大震災津波復興基金市町村交付金	21,000	2,232	1,269	3,501	
宮城県	東日本大震災復興基金交付金	33,000	1,627	4,336	5,963	
福島県	福島県市町村復興支援交付金	28,500	76	6,961	7,037	
茨城県	市町村復興まちづくり支援事業費交付金	7,000	1,497	1,618	3,115	
栃木県	東日本大震災復興推進事業交付金	2,000	50	470	520	
千葉県	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金	2,000	—	0	0	
新潟県	東日本大震災復興事業交付金	500	64	197	261	
長野県	長野県栄村復興交付金	0	—	—	0	今後、栄村に所要額が交付される予定
合計		98,000	5,575	15,334	20,909	

※ 復興基金を活用した市町村への交付金を受けて、市町村が基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」を活用した主な事業（県）

【市町村向け交付金】（980億円）

- 地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（20億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域住民の足の確保のためのバス運行等に対する支援
- など

【住宅対策】（20億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 住宅再建時における県産材の活用支援
- など

【教育文化対策】（30億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援
- など

※ 平成23年度実績及び平成24年度当初予算ベース
※ 総務省まとめ

【産業復興・地域振興対策】（200億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や家畜用飼料等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援
- など

【融資への利子補給】（90億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給
- など

【その他】（20億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への補助
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示
- など

○ 復興基金からの市町村交付金を活用した事業例（市町村）

※ 総務省まとめ

【生活支援における事業例】

- 仮設住宅の被災者のための、通院、買い物等に係る循環バス・乗合タクシー等の運行支援
- 被災した市民等に必要な生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設・小中学校における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

3-7 福島復興に向けた制度①（予算等）

（1）予算

23年度	24年度	25年度概算要求
<p>(1)産業振興・雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島県原子力災害等復興基金の創設 【3,840億円程度】 ・国際的な医療センター・開発拠点等の整備 及び地域医療の再生 690億円 ・産業復興企業立地補助 1,700億円 ・緊急雇用創出事業基金 800億円 等 <p>○既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応 【1,500億円程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備 1,000億円の内数 等 	<p>(1)産業振興・雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、仮設工場・店舗の整備 550億円 ◎農林水産業への支援 422億円 ◎雇用の確保 118億円 ○福島避難解除等区域生活環境整備事業 42億円 <p>(2)インフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎東日本大震災復興交付金 1兆5,612億円 等 <p>(3)除染・健康管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島原子力被災者・子ども健康管理基金の創設 (健康管理事業・除染) 962億円 ・全県民の健康診断 など ◎除染の緊急実施 2,179億円 ◎除染等の実施 1,997億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 11億円 ○福島県原子力被害応急対策基金 404億円 ・子供のリフレッシュキャンプ、学校給食の検査 等 	<p>(1)産業振興・雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 事項要求 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、仮設工場・店舗の整備 事項要求 ○研究開発拠点等整備 380億円 (医療機器開発、環境創造、放射線医学等) ○再生可能エネルギー導入支援等 145億円 (浮体式洋上風力発電の実証研究等) ◎農林水産業への支援 371億円 ◎雇用の確保 556億円 ・震災等緊急雇用対応事業 500億円 ○福島避難解除等区域生活環境整備事業 25億円 <p>(2)インフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎東日本大震災復興交付金 5,827億円 ◎災害復旧事業 6,897億円 ◎復興関係公共事業 3,413億円 <p>(3)除染・健康管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 4,996億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 139億円+事項要求

(注)◎についての事業費は被災県の合計であり、その一部が福島県で実施される。

（2）平成25年度税制改正要望

- 避難解除区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の避難指示解除準備区域への拡大(拡充)
- 避難解除区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の新規事業者への適用(拡充)

3-7 福島復興に向けた制度②（関連法律）

（1）損害賠償

○原子力損害賠償支援機構法（平成23年8月10日法律第94号）

…東京電力福島原子力発電所の事故による大規模な原子力損害を受け、政府として、①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に関する事業者等への悪影響の回避、③電力の安全供給の3つを確保するため、国民負担の極小化を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための所要の措置を講ずるもの。

○平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成23年8月5日法律第91号）

…東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故による被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、当該事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるもの。

（2）除染

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）

…東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、原子力事業者等が講すべき措置について定めるもの。

（3）復興・再生

○福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日法律第25号）

…原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の振興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めるもの。

（4）被災者支援

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年8月12日法律第98号）

…東日本大震災における原発事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとするもの。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年8月12日法律第96号）

…東日本大震災における原発事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとし、併せて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じるもの。

○東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年6月27日第48号）

…一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者等が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する基本となる事項を定めるもの。

(平成24年3月31日施行)

目的・基本理念・国の責務

- 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進
- 基本理念として、安心して暮らし子どもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など

福島復興再生基本方針（閣議決定）

(避難解除等区域等)

避難解除等区域の復興及び再生
のための特別の措置安心して暮らすことのできる
生活環境の実現のための措置

(福島全域)

原子力災害からの産業の
復興及び再生新たな産業の創出等に寄与
する取組の重点的な推進避難解除等区域復興再生計画
(県の申出により国が決定)産業復興再生計画
(県が作成し国が認定)重点推進計画
(県が作成し国が認定)

福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

避難者・帰還者に対する生活の安定を図るための措置、保健・医療・福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るために基金に係る財政上の措置 など

原子力災害からの福島復興再生協議会

復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

その他（見直しの検討）

施行後3年以内に、課税の特例を含め、法律の規定を見直し

(平成24年7月13日閣議決定)

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 意義 ～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～
- 2 目標
- 3 基本理念・基本姿勢

《第2部 避難解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の道すじ
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 課税の特例
- 4 住居の安定確保
- 5 将来的な住民の帰還を目指す地域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 6 避難解除等区域復興再生計画の策定手続き

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第6 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

(平成24年6月27日施行)

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を 守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の概要

■背景

- 東京電力原子力事故による放射性物質が広く拡散
- 放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない
- 被災者の健康上の不安・生活上の負担
- 特に子どもに配慮した支援の必要性

被災者の不安の解消・安
定した生活の実現には、
包括的な支援法が必要

■被災者生活支援等施策の推進

◆基本理念

- 災害の状況、災害からの復興等に関する正確な情報の提供
- 支援対象地域での居住・他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択しても適切に支援
- 放射線による健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力
- 被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう適切な配慮
- 子ども・妊婦に対する特別の配慮
- 被災者の支援の必要性が継続する間の確実な実施

上記にのっとり、政府が策定 ← 地域住民、避難している者等の意見を反映

◆基本方針

- 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向
- 支援対象地域に関する事項
- 被災者生活支援等施策に関する基本的事項(必要な計画に関する事項を含む) など